

# 第2次

## 横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画書

令和8年度～令和12年度



横芝光町マスコットキャラクター

よこぴー

令和8年3月

横芝光町・社会福祉  
法 人横芝光町社会福祉協議会



## はじめに

現在、私たちの社会は大きな転換期にあります。急速な少子高齢化や人口減少に加え、ひきこもりやヤングケアラー、孤独死の問題など、既存の制度だけでは解決が難しい複雑な課題が増えています。こうした課題に的確に対応し、誰もが自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指し、この度「第2次横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。



本計画では、町総合計画のまちづくりの理念である「だれもが参画する ともにつくる まちづくり」を念頭に、「ともにつくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、行政、社会福祉協議会、住民が一体となって地域の仕組みづくりに取り組んでいくこととしております。

今後は、本計画に基づき、高齢化、障がい者支援、子ども・子育て支援などの様々な地域課題の解決へ向けて、住民同士が支え合い、誰もが安心して住みやすい地域づくりを進め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、住民アンケートや各種団体アンケートをはじめ、地区懇談会等により貴重なご意見やご提案を賜りました皆様、また、ご審議いただきました地域福祉計画策定員会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

横芝光町長 佐藤 晴彦



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向 .....	4
3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」.....	6
4 計画の位置づけと計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	10
<b>第2章 横芝光町の現状</b> .....	<b>13</b>
1 人口動態等の状況.....	13
2 アンケート調査結果.....	19
3 団体アンケート調査結果抜粋.....	31
4 地区懇談会の実施概要.....	36
5 第1次計画の施策の進捗状況 .....	38
6 横芝光町の現況からみえる課題.....	41
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>45</b>
1 基本理念.....	45
2 基本目標 .....	46
3 施策の体系 .....	47
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>51</b>
基本目標1 支え合いの輪が広がるまち.....	51
基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち .....	58
基本目標3 いつまでも安全で安心して暮らせるまち.....	65
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>73</b>
1 協働による計画の推進.....	73
2 計画の進行管理.....	74
<b>資料編</b> .....	<b>77</b>
1 計画策定の経過.....	77
2 横芝光町附属機関に関する条例 .....	78
3 横芝光町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	81
4 用語解説.....	82



# 第1章

計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、令和3年3月に「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、「支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

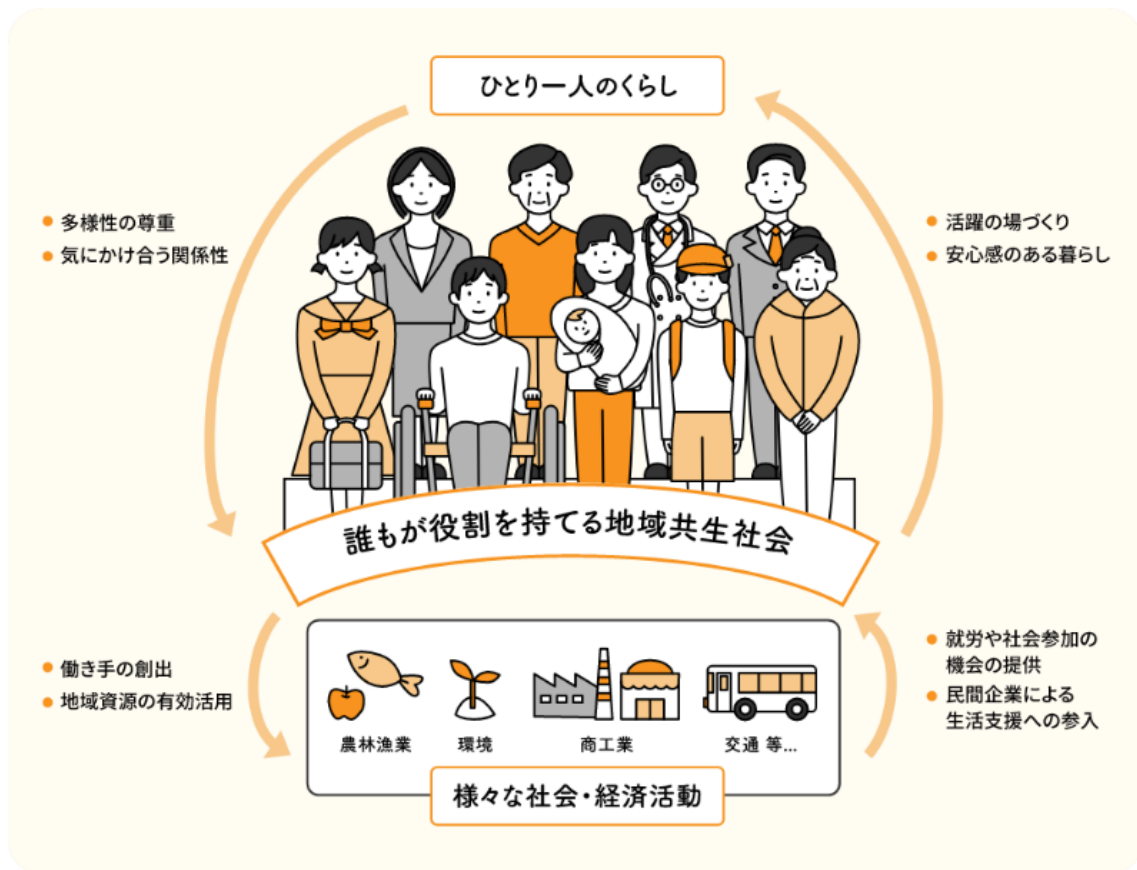
このような中、本町では第1次計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第2次横芝光町地域福祉計画・横芝光町地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

## 2 地域福祉を取り巻く社会動向

### (1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

○地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



### 3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」

#### (1)地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを思い浮かべる人が多いかもしれませんが、その理由は、これまで、それぞれの分野ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

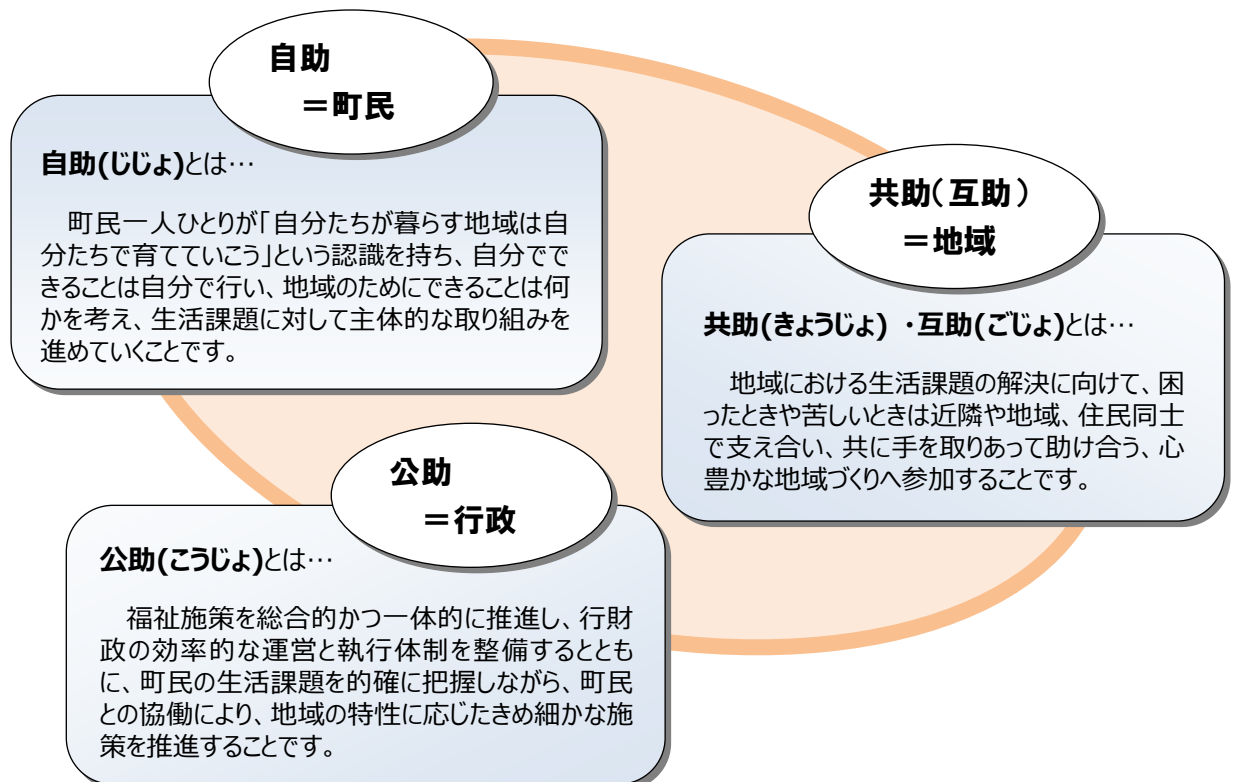
近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

#### (2)「自助・共助(互助)・公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「共助(互助)」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「共助(互助)」、公的な制度「公助」の連携によって、お互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が自主的な活動を行うことが求められています。



## 4 計画の位置づけと計画の期間

### (1) 計画の法的根拠

住民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

#### ○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項>(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## (2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

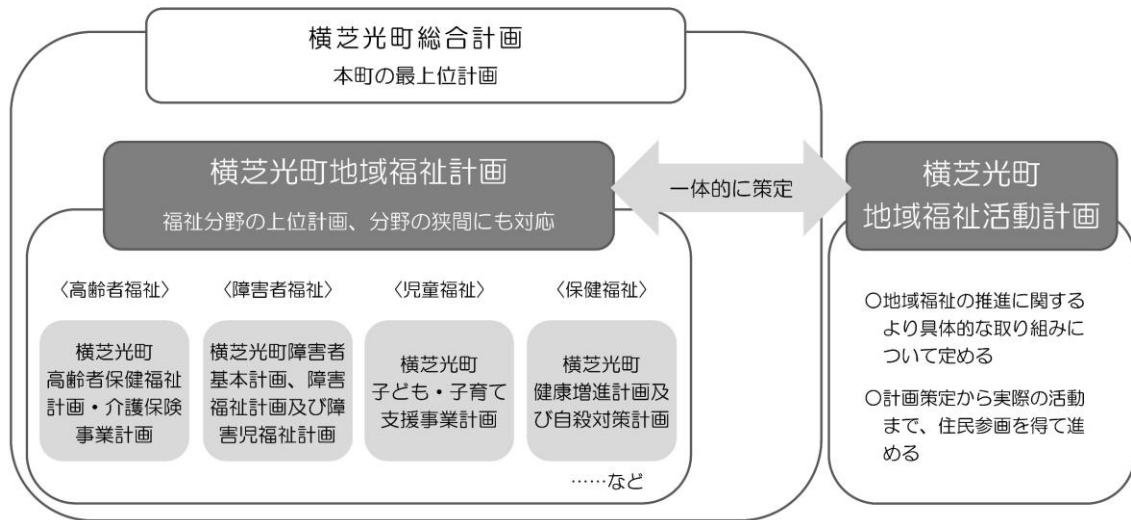
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3)他の計画との関連

本計画は、本町の「横芝光町総合計画」を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、住民と多くの関係機関との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

○横芝光町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ



### (4)計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第1次横芝光町 地域福祉計画・地域福祉活動計画					第2次横芝光町 地域福祉計画・地域福祉活動計画				
				計画 策定					計画 策定
第2次横芝光町 総合計画					横芝光町第3次総合計画 前期実施計画				後期 実施計画

## 5 計画の策定体制

### ○計画策定委員会

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「横芝光町地域福祉計画策定委員会」を設置し審議しました。

### ○アンケート調査

地域福祉に関する実態や住民の意識を把握するため、令和6年12月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
町民	郵送による 配布回収	令和6年12月	2,000件	900件 【45.0%】

### ○団体ヒアリング調査

地域福祉に関連する活動団体に対しヒアリング調査を行い、地域福祉に関する現状や課題を把握しました。

#### ●調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
地域福祉に関連する活動団体	郵送による 配布回収	令和7年3月	22件	22件 【100.0%】

### ○地域福祉に関する地区懇談会の実施

地域福祉の着実な推進に向けて、住民の方々にも地域課題についてご共有頂くとともに、「地域でできるとよいこと」をご検討頂く場として、「地域福祉に関する地区懇談会」を開催しました。

#### ●地区懇談会の実施概要

実施時期	場所	参加者
令和7年7月11日(金) 19時より	横芝光町 町民会館	地区社協等の福祉関係団体にご所属の方など、 20代から70代の45名

### ○パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和7年12月から令和8年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

# 第2章

## 横芝光町の現状



## 第2章 横芝光町の現状

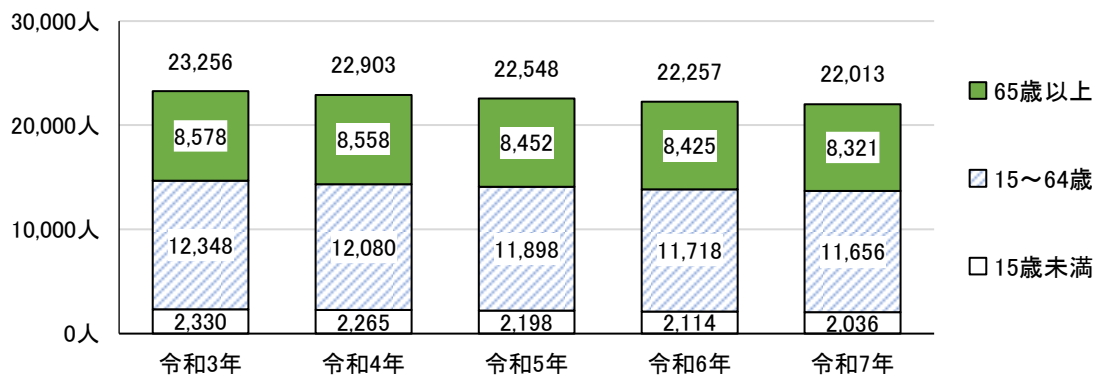
### 1 人口動態等の状況

#### (1) 総人口等の推移

総人口は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向で推移し、令和7年4月1日現在の総人口は22,013人で、令和2年から1,243人減少しています。

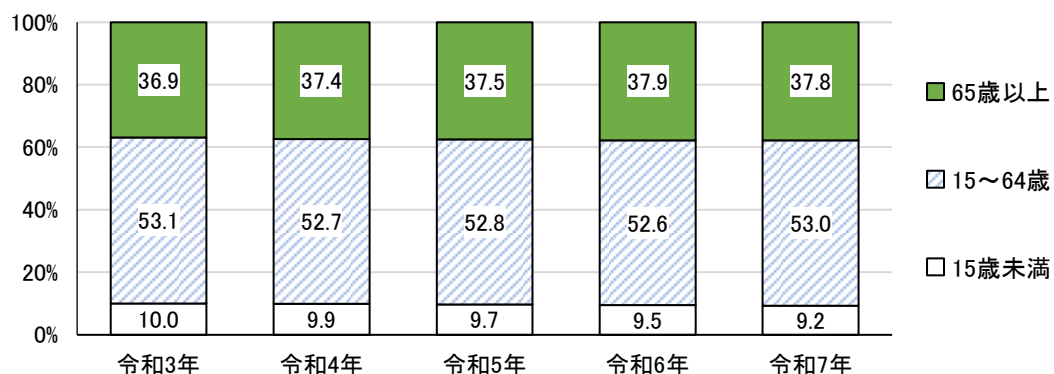
また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少傾向にある一方で、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加傾向をたどっており、令和7年の高齢化率は37.8%となっています。

#### ■ 総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移

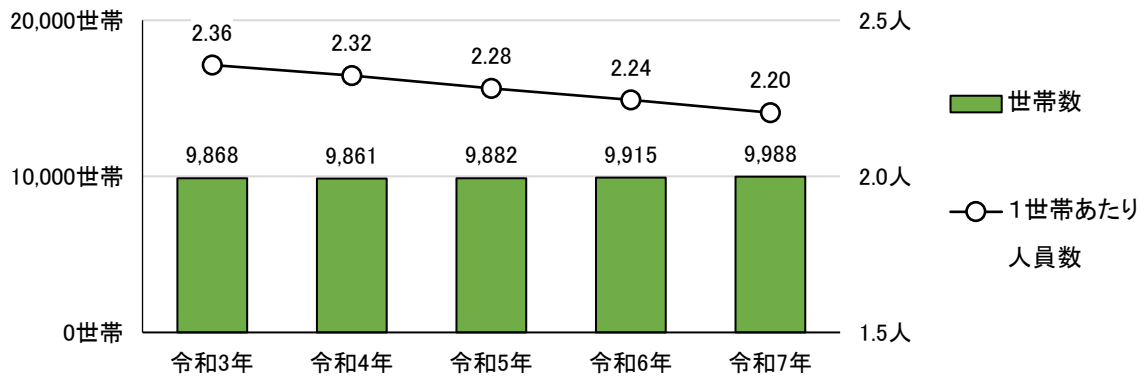


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2)世帯の状況

本町の総世帯数は令和7年4月現在9,988世帯となっており、令和3年から令和7年にかけて120世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は0.15人減少しており、核家族化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化などが影響していると考えられます。

■総世帯数と1世帯あたりの人員の推移

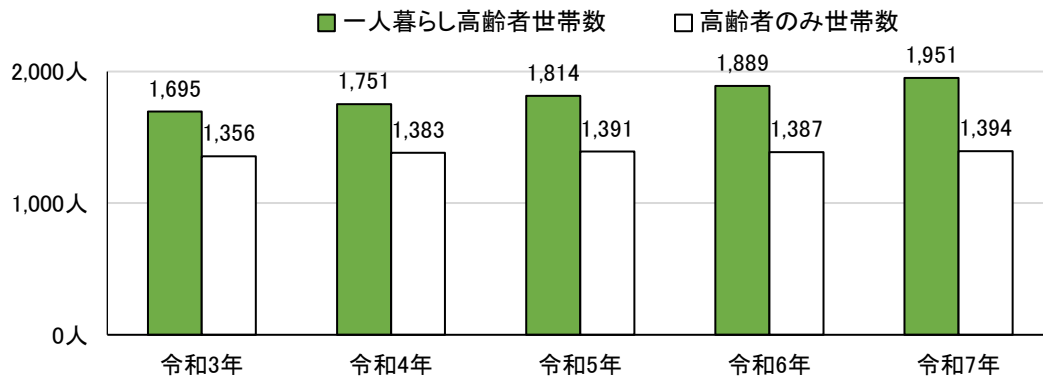


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (3)一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯数の状況

一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯数は増加しており、令和7年現在、一人暮らし高齢者世帯は1,951世帯、高齢者のみ世帯数は1,394世帯となっています。

■65歳以上高齢者単身世帯

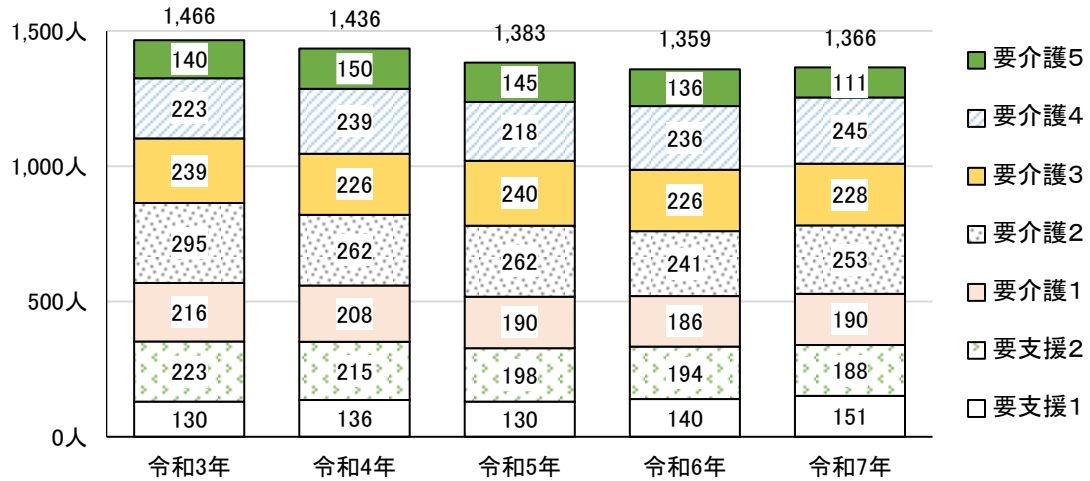


資料:福祉課

#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移

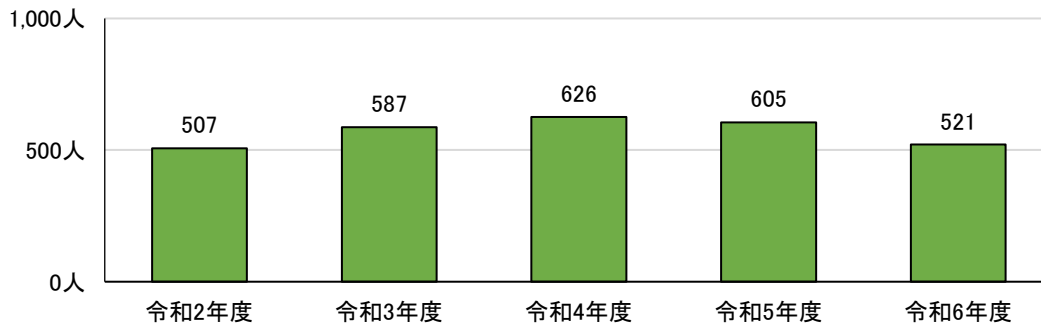
要介護等認定者の状況をみると、令和7年9月末現在1,366人となっています。  
また、認知症高齢者数は、令和6年度で521人となっています。

##### ■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告(各年9月末)

##### ■ 認知症高齢者数の推移



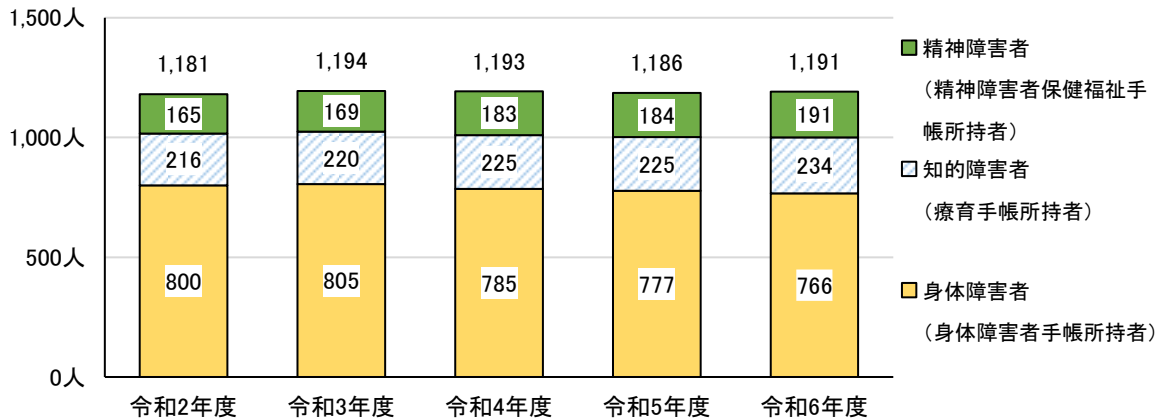
資料：介護認定における医師の意見書(各年度3月31日時点)

### (5) 障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、いずれも増加傾向にあります。

令和6年度の障がいの区分別では、身体障害者手帳所持者が766人、療育手帳所持者が234人、精神障害者保健福祉手帳所持者が191人であり、療育手帳所持者数及び精神障害者手帳所持者数が占める割合と年々増加しています。

#### ■ 障害者手帳所持者数等の推移

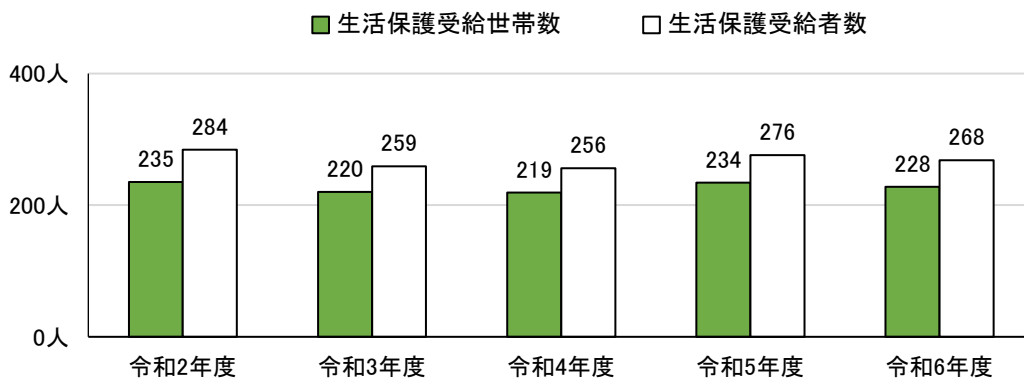


資料:千葉県健康福祉部障害者福祉推進課(各年度末現在)

### (6) 生活保護受給世帯数等の推移

生活保護受給世帯数、受給人数は、令和6年度の生活保護受給世帯数は228世帯、生活保護受給者数は268人となっています。

#### ■ 生活保護受給世帯数等の推移



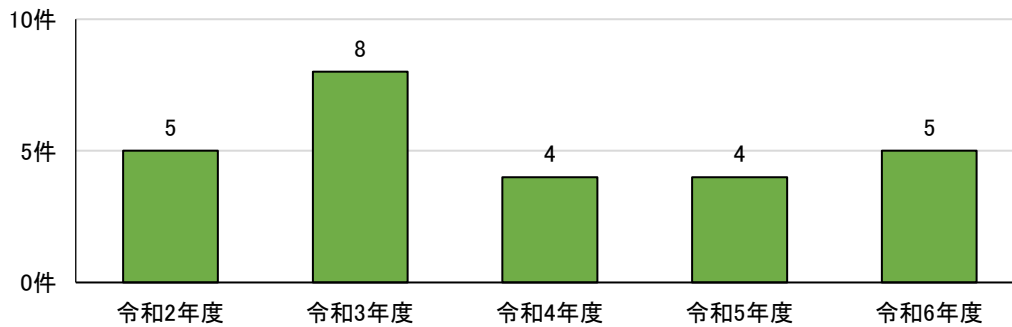
資料:千葉県(各年度3月31日時点)

### (7)DV相談件数の推移

DVとは「ドメスティックバイオレンス(domestic violence)」の略語で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。

本町においても、DV の相談が毎年度5件前後ある状況です。

#### ■DV相談件数の推移

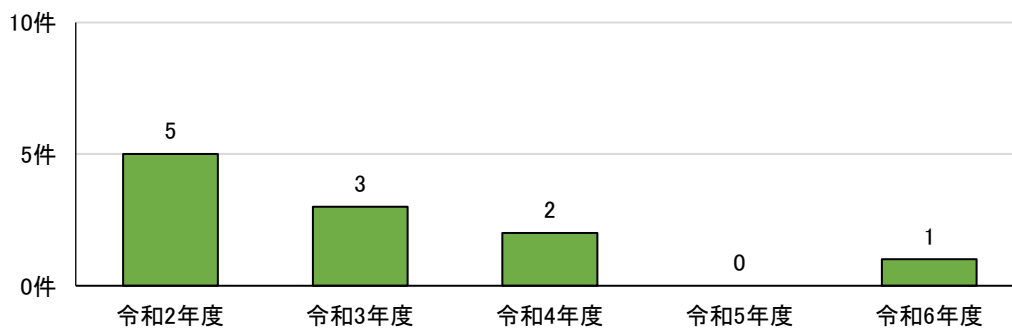


資料:県実績報告(四半期ごと)(各年度3月31日時点)

### (8)町長申立による法定後見制度の利用件数の推移

町長申立による法定後見制度の利用件数は、概ね横ばいで推移しています。

#### ■町長申立による法定後見制度の利用件数の推移



資料:県成年後見制度利用支援実績報告(各年度3月31日時点)

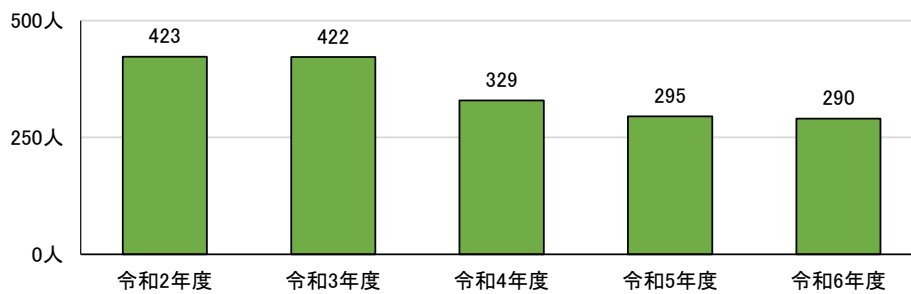
## (9) 地域福祉関連の活動

地域福祉関連の活動に関する状況を見ると、ボランティア登録者数については、近年減少し、令和6年度では290人となっています。

住民たすけあいサービスは、買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対し、協力会員がサービスを提供するという、町民同士の支え合いを推進するものです。協力会員数・利用者数をみると、ともに概ね横ばいの推移となっています。

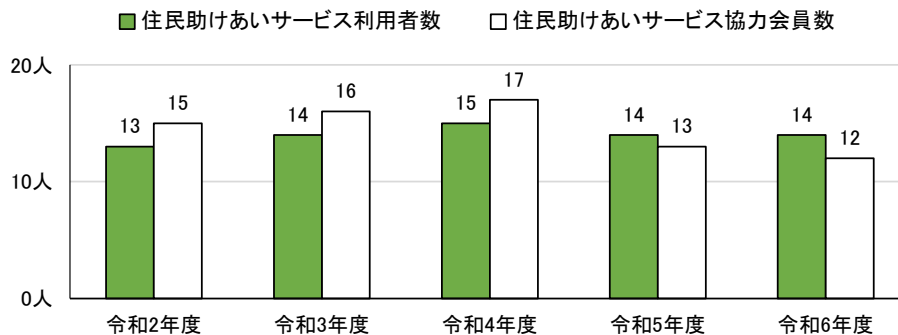
ふれあいサロンは、地域にお住まいの高齢者や子育て中の方など、誰もが身近な場所で気軽集える場所をつくるものです。ふれあいサロンのか所数は令和6年度で15か所となっています。

### ■ ボランティア登録者数の推移



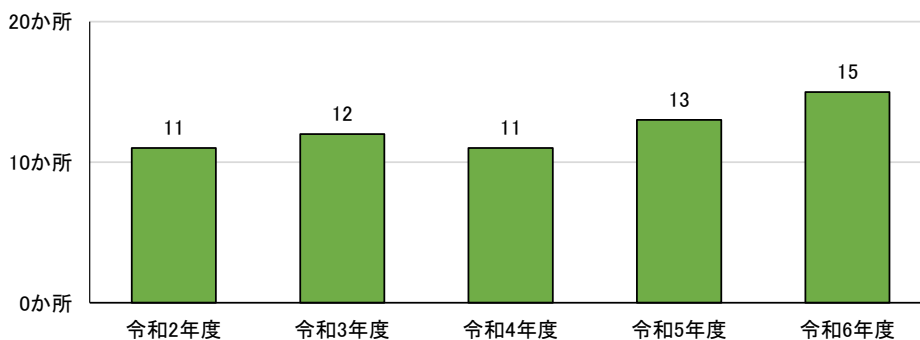
資料: 県社協実績報告(各年度3月31日時点)

### ■ 住民たすけあいサービスの協力会員数・利用者数の推移



資料: 県社協実績報告(各年度3月31日時点)

### ■ ふれあいサロンか所数の推移



資料: 県社協実績報告(各年度3月31日時点)

## 2 アンケート調査結果

本調査は、次期「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

### ■調査の対象

調査対象者は、町内在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出しました。

### ■配布の方法・調査時期

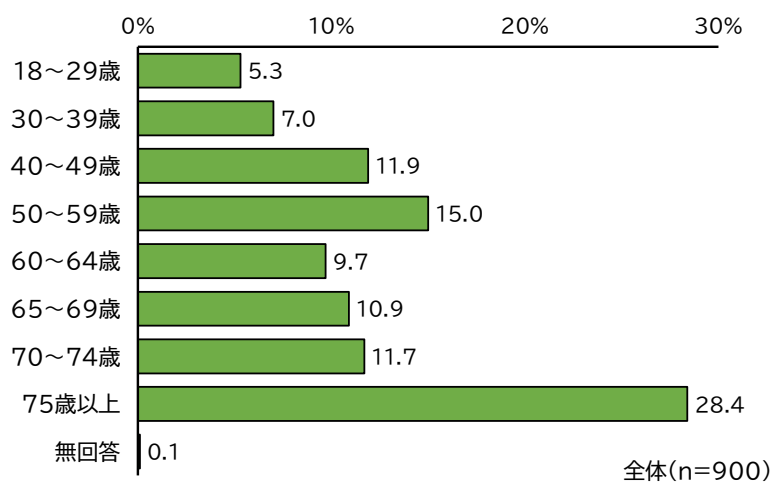
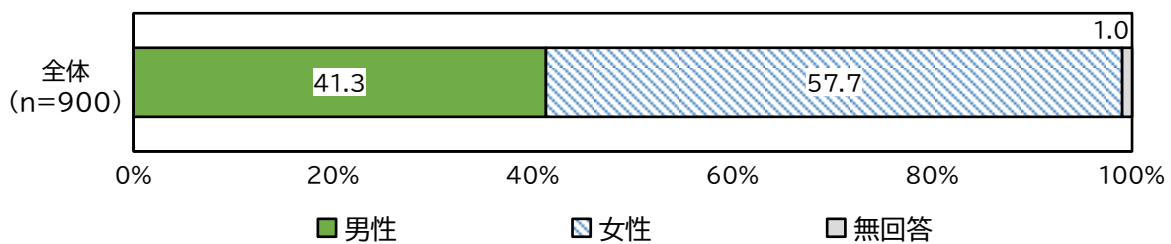
郵送による配布・回収

令和6年12月

### ■配布・回収の結果

対象者	配布数	回収数	回収率
町民	2,000件	900件	45.0%

### ■回答者の属性(性別及び年齢)



#### ※調査結果について

○【n=\*\*\*】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

○回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。

○回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

○複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。

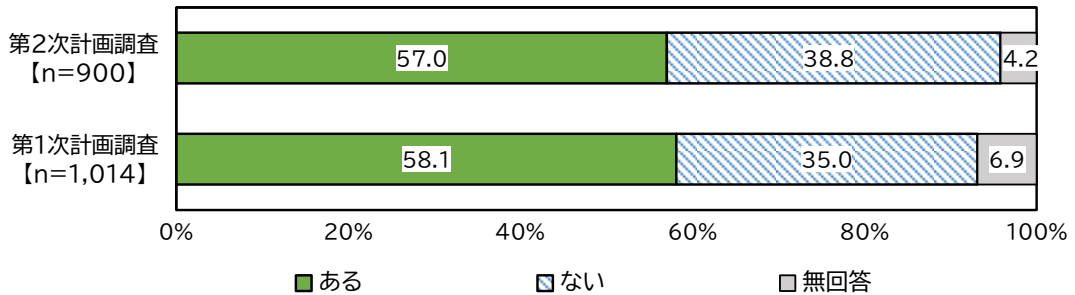
○説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

### (1)近所の方との付き合い方

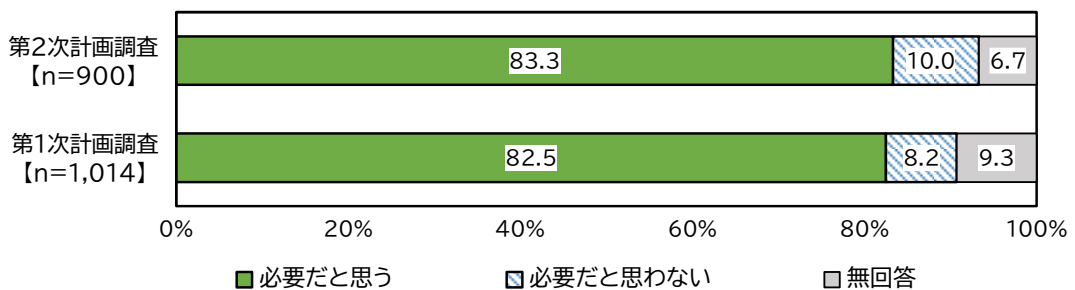
Q:あなたは、近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。【○は1つ】

【困ったときには気軽に助け合えるつきあい】

<つきあいの有無>



<必要だと思うか>



○困ったときには気軽に助け合えるつきあいは、「ある」が6割弱にとどまっている一方、必要だと思うかについては、「必要だと思う」が8割を超えています。

○困ったときには気軽に助け合えるつきあいの有無について第1次計画調査と比較すると、「ない」の割合が3.8ポイント増加しています。

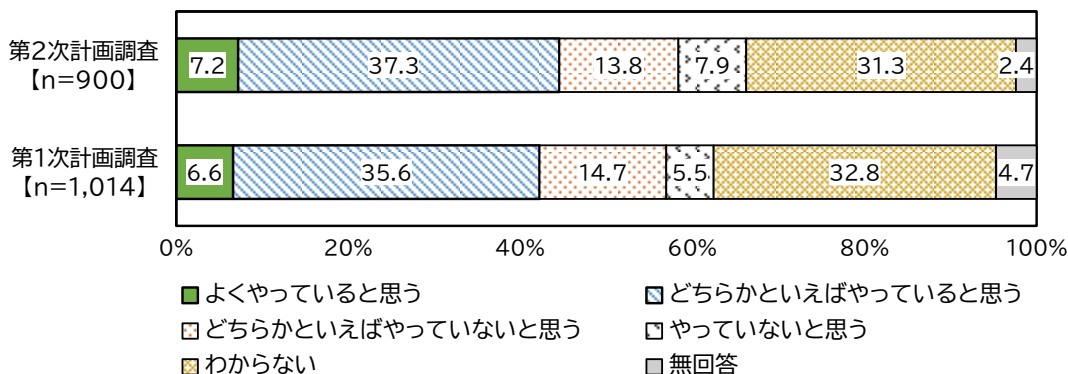
○必要だと思うかについて第1次計画調査と比較すると、「必要だと思う」と回答した割合が0.8ポイント増加していますが、「必要だと思わない」と回答した割合も1.8ポイント増加しています。

○つきあいの有無について年齢別にみると、概ね年齢が低いほど「ない」の割合が高い傾向にあり、特に18～29歳では7割近くとなっています。一方、必要だと思うかについては、すべての年齢区分で「必要だと思う」が7～9割と高く、18～29歳でもその割合は約8割となっており、『必要だとは思いますがそういったつきあいはない』方の存在がうかがえます。

## (2)地域での支え合い、助け合いについて

Q:あなたは、横芝光町における地域での支え合い、助け合いについてどう感じていますか。

【〇は1つ】



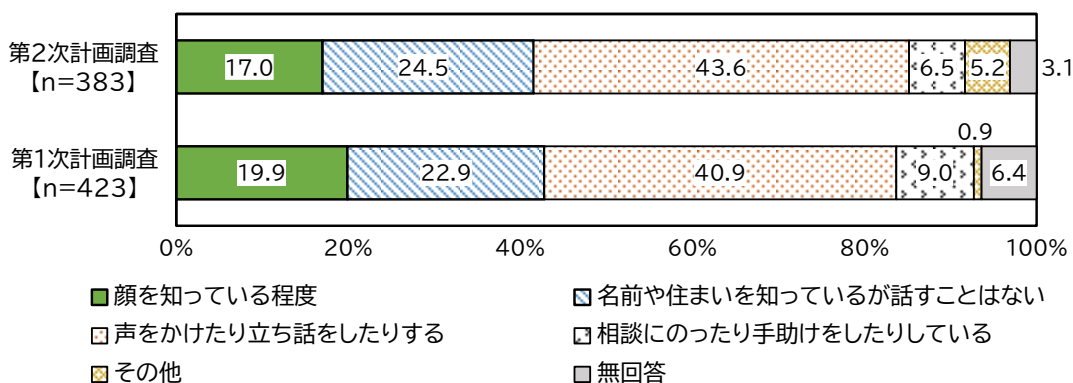
○地域での支え合い、助け合いについては、「どちらかといえばやっていると思う」が37.3%と最も多く、「よくやっていると思う」の7.2%と合わせて、『やっていると思う』が44.5%となっています。また、「わからない」が31.3%となっています。

○地域での支え合い、助け合いについて第1次計画調査と比較すると、「よくやっていると思う」、「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合は、ともに増加しています。

○世帯構成別にみると、単身世帯をのぞいたすべての世帯で「どちらかといえばやっていると思う」が最も多くなっており、単身世帯(一人暮らし)については「わからない」が最も多くなっています。一方、「やっていないと思う」の割合は、単身世帯(一人暮らし)で16.4%と他の世帯に比べて高くなっています。

## (3)支援が必要な方との関わり具合について

Q:一番深い関わりがある人と、どの程度の関わりがありますか。関わり具合を想定してお答えください。【〇は1つ】

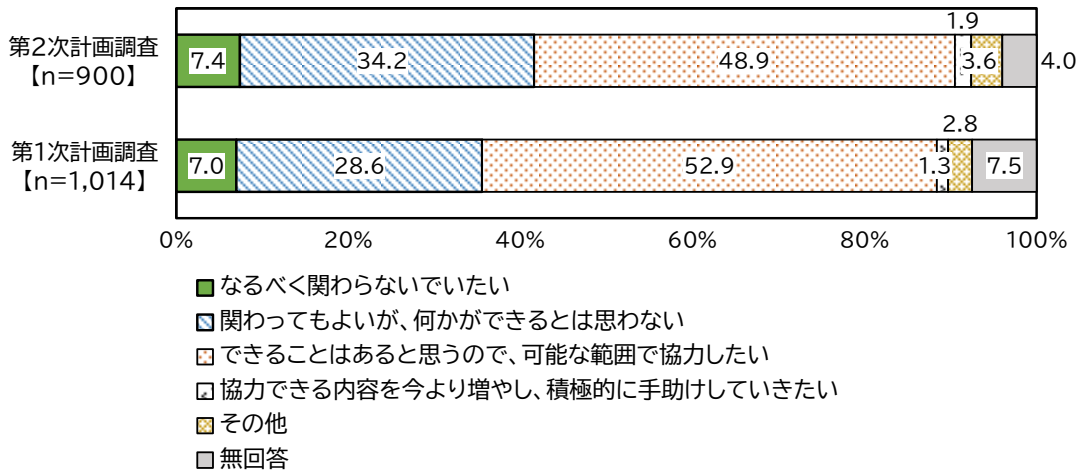


○隣近所にいる支援が必要な方や気にかかる方との関わりは、「声をかけたり立ち話をしたりする」が43.6%と最も多く、次いで「名前や住まいを知っているが話すことはない」が24.5%、「顔を知っている程度」が17.0%となっています。

○支援が必要な方との関わり具合について第1次計画調査と比較すると、「顔を知っている程度」は2.9ポイント減少し、「声をかけたり立ち話をしたりする」は、2.7ポイント増加しています。一方で、「相談にのったり手助けをしたりしている」は、2.5ポイント減少しています。

#### (4)日常生活で困っている方との関わり方について

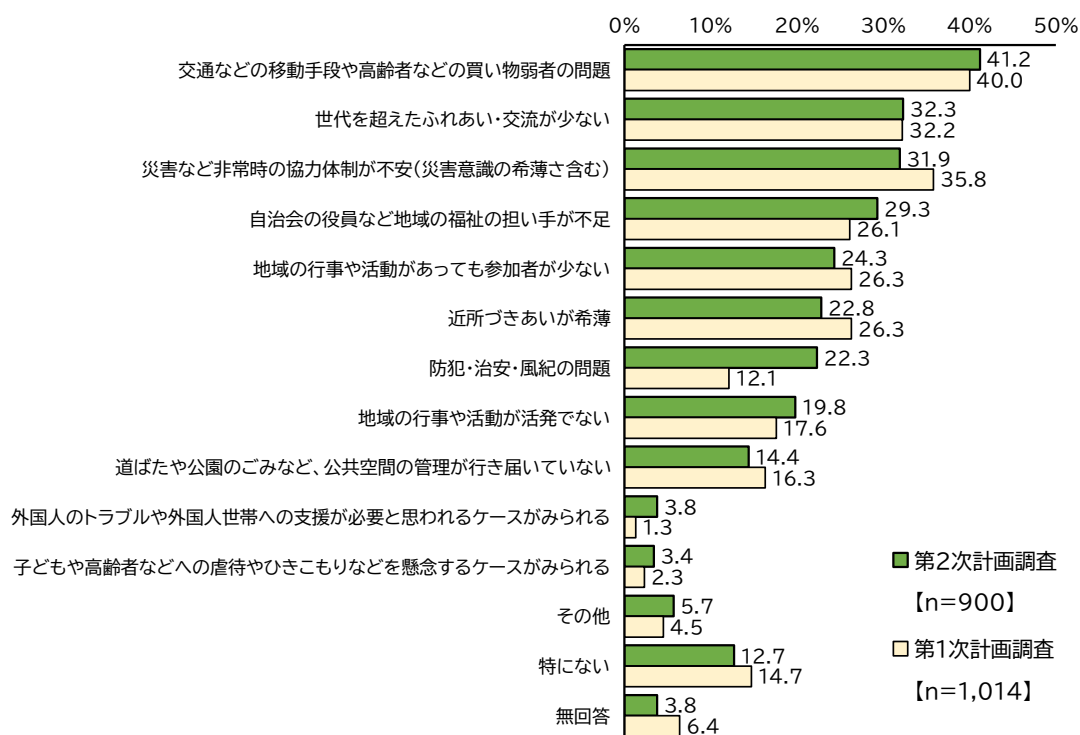
Q:隣近所の日常生活で困っている方にどのように関わりたいとお考えですか。【〇は1つ】



- 隣近所の日常生活で困っている方への関わり方について、「できることはあると思うので、可能な範囲で協力したい」が48.9%と最も多く、次いで「関わってもよいが、何かができるとは思わない」が34.2%、「なるべく関わらないでいたい」が7.4%となっています。
- 日常生活で困っている方との関わり方について第1次計画調査と比較すると、「なるべく関わらないでいたい」は0.4ポイント、「関わってもよいが、何かができるとは思わない」は5.6ポイントそれぞれ増加しています。
- 年齢別にみると、いずれの年齢区分でも「できることはあると思うので、可能な範囲で協力したい」が最も高くなっていますが、40～49歳では、「関わってもよいが、何かができるとは思わない」が同率となっています。

## (5)身近な地域で気になること、問題と感ずること

Q:身近な地域で気になること、問題と感ずることがありますか。【あてはまる番号すべてに○】

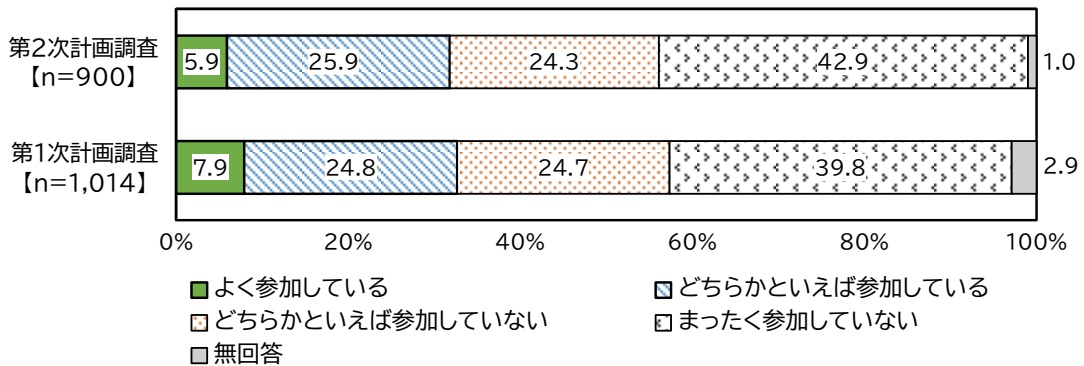


○地域で気になることについては、「交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題」が41.2%と最も多く、次いで「世代を超えたふれあい・交流が少ない」が32.3%、「災害など非常時の協力体制が不安(災害意識の希薄さ含む)」が31.9%、「自治会の役員など地域の福祉の担い手が不足」が29.3%となっています。

○地域で気になることについて第1次計画調査と比較すると、「防犯・治安・風紀の問題」は、10.2ポイント増加しています。

### (6) 地域活動への参加状況

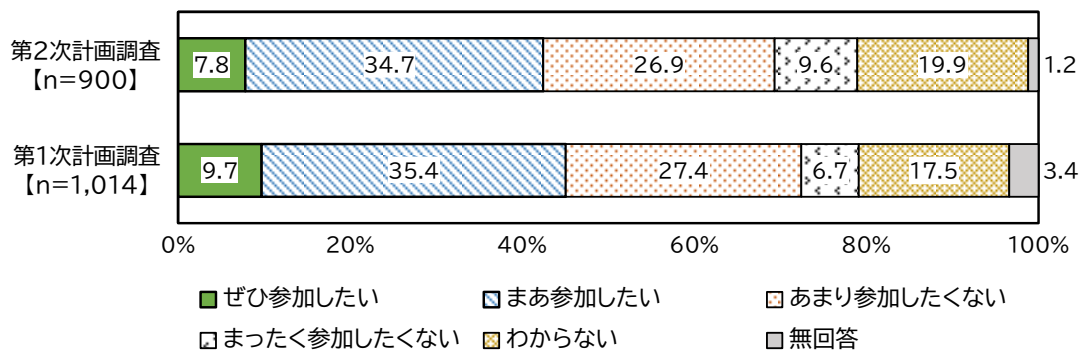
Q:あなたは現在、地域での活動(各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など)に参加していますか。【〇は1つ】



- 地域での活動への参加状況について、『参加している』(「よく参加している」と「どちらかといえば参加している」の合計)割合は約3割となっています。一方、「まったく参加していない」は最も多く42.9%となっています。
- 地域活動への参加状況を第1次計画調査と比較すると、『参加している』(「よく参加している」と「どちらかといえば参加している」の合計)割合は0.9ポイント減少しています。
- また、「まったく参加していない」は、3.1ポイント増加しています。
- 年齢別にみると、年齢が低いほど参加していない割合が高く、18～49歳では「まったく参加していない」が半数を超えています。また、『参加している』(「よく参加している」と「どちらかといえば参加している」の合計)割合は、70～74歳が41.0%と最も高く、30～39歳が15.9%と最も低くなっており、その差は25.1ポイントと大きくなっています。

## (7) 今後の地域活動への参加意向

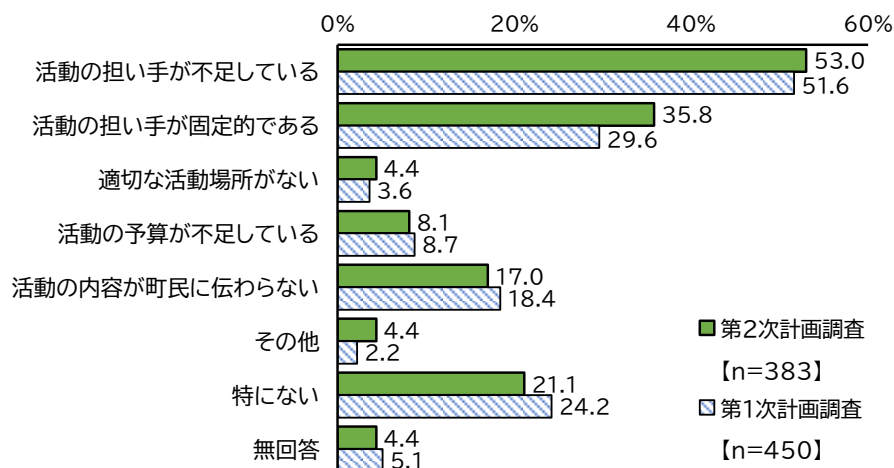
Q:あなたは今後、地域での活動(各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など)に参加したいと思えますか。【○は1つ】



- 地域での活動への今後の参加意向については、『参加したい』(「ぜひ参加したい」と「まあ参加したい」の合計)割合は約4割となっています。また、「わからない」は19.9%となっています。
- 地域活動への参加状況を第1次計画調査と比較すると、『参加したい』(「ぜひ参加したい」と「まあ参加したい」の合計)割合は2.6ポイント減少しています。
- 年齢別にみると、『参加したい』(「ぜひ参加したい」と「まあ参加したい」の合計)割合は、65～69歳、70～74歳では半数を超えて高く、18～29歳の若い層においても48.0%と半数近くとなっています。一方、30～39歳、40～49歳では3割を切っています。

## (8) 地域活動を推進する上での問題点

Q:地域での活動を推進する上で、気になることや問題と感ずることがありますか。【あてはまる番号すべてに○】

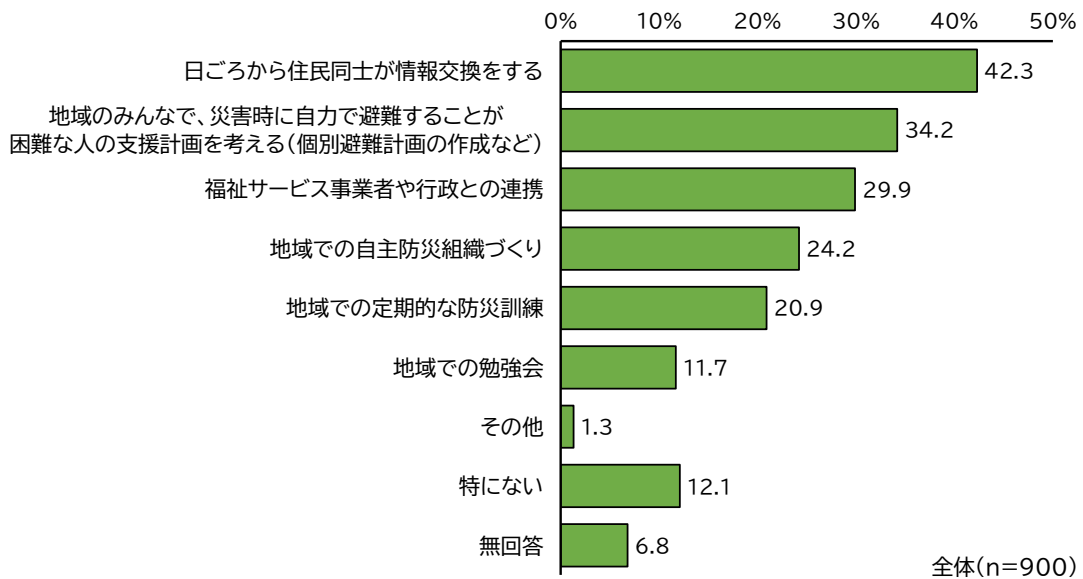


- 地域で活動を行う組織・団体に加入している方について、地域での活動を推進する上で気になることとしては、「活動の担い手が不足している」が53.0%と最も多く、次いで「活動の担い手が固定的である」が35.8%となっており、担い手の問題が多くなっています。
- 地域活動を推進する上での問題点を第1次計画調査と比較すると、活動の担い手問題が上位に挙げられている点で共通しており、「活動の担い手が不足している」が1.4ポイント、「活動の担い手が固定的である」が6.2ポイントそれぞれ増加しています。

### (9) 災害時に住民同士が協力し合うために必要だと思うこと

Q: 災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。

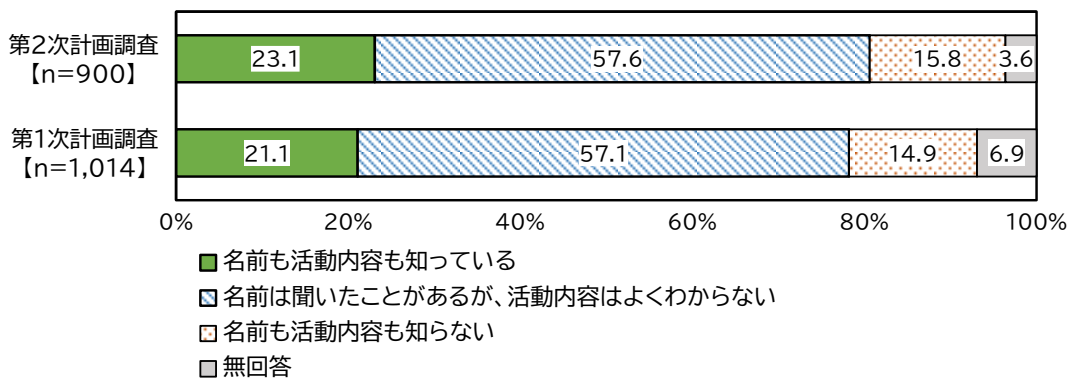
【あてはまる番号すべてに○】



○災害時に住民同士が協力し合うために必要だと思うことについては、「日ごろから住民同士が情報交換する」が42.3%と最も多く、次いで「地域のみinnで、災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を考える(個別避難計画の作成など)」が34.2%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が29.9%となっています。

### (10) 横芝光町社会福祉協議会の認知状況

Q: 横芝光町社会福祉協議会をご存知ですか。【○は1つ】



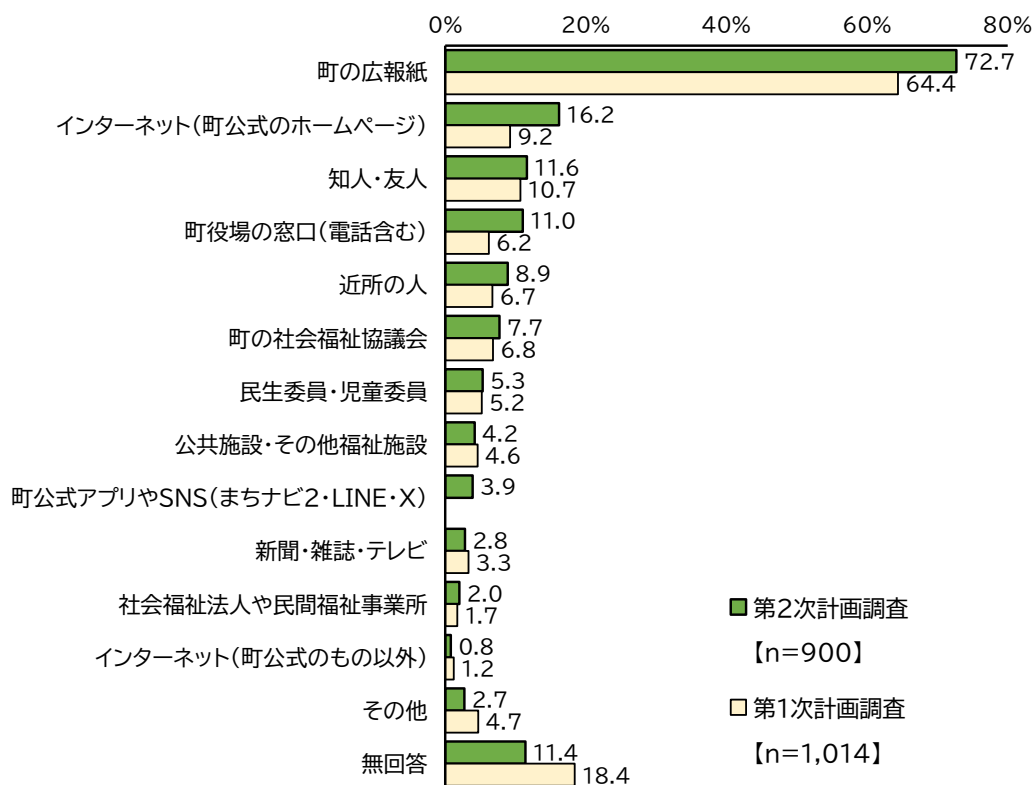
○横芝光町社会福祉協議会の認知状況について、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が57.6%と最も多く、「名前も活動内容も知らない」と合わせて『活動内容を知らない』が7割を超えており、「名前も活動内容も知っている」は約2割にとどまっています。

○横芝光町社会福祉協議会の認知状況を第1次計画調査と比較すると、「名前も活動内容も知っている」が2.0ポイント増加しています。

○年齢別にみると、概ね年齢が高いほど「名前も活動内容も知っている」の割合が高くなっています。ただし、その割合が最も高い70～74歳においても32.4%にとどまっています。

## (11)町の福祉関連の情報の入手方法

Q:町の福祉関連の情報をどのように入手していますか。【あてはまる番号すべてに○】

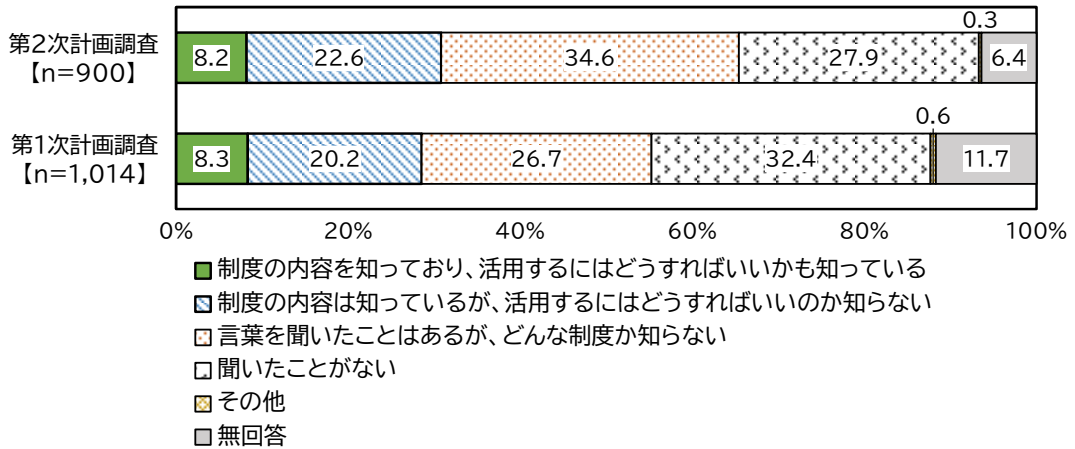


○町の福祉関連の情報の入手方法について、「町の広報紙」が72.7%と突出して多く、次いで「インターネット(町公式のホームページ)」が16.2%、「知人・友人」が11.6%となっています。

○町の福祉関連の情報の入手方法を第1次計画調査と比較すると、「町の広報紙」が8.3ポイント、「インターネット(町公式のホームページ)」が7.0ポイント、「町役場の窓口(電話含む)」が4.8ポイント増加しています。

### (12)成年後見制度の認知状況

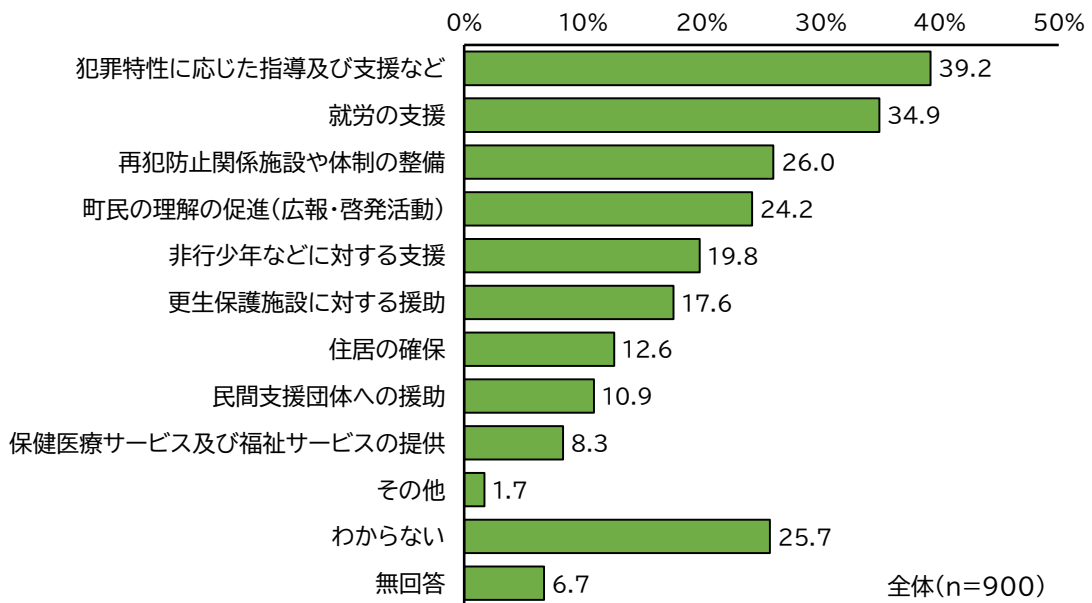
Q:成年後見制度についてご存じですか。【〇は1つ】



- 成年後見制度の認知状況について、「言葉を聞いたことはあるが、どんな制度かわからない」が34.6%と最も多く、「聞いたことがない」と合わせると『制度を知らない』が62.5%となっています。また、「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」が22.6%となっています。
- 成年後見制度の認知状況を第1次計画調査と比較すると、「言葉を聞いたことはあるが、どんな制度かわからない」が7.9ポイント増加し、「聞いたことがない」は4.5ポイント減少しています。
- 年齢別にみると、『制度の内容を知っている』（「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」と「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」の合計）割合は、50～69歳の年齢層で約4割と他の年齢層と比べて高くなっています。一方、18～29歳では「聞いたことがない」が6割を超えています。

### (13)再犯防止を推進するために必要な取り組み

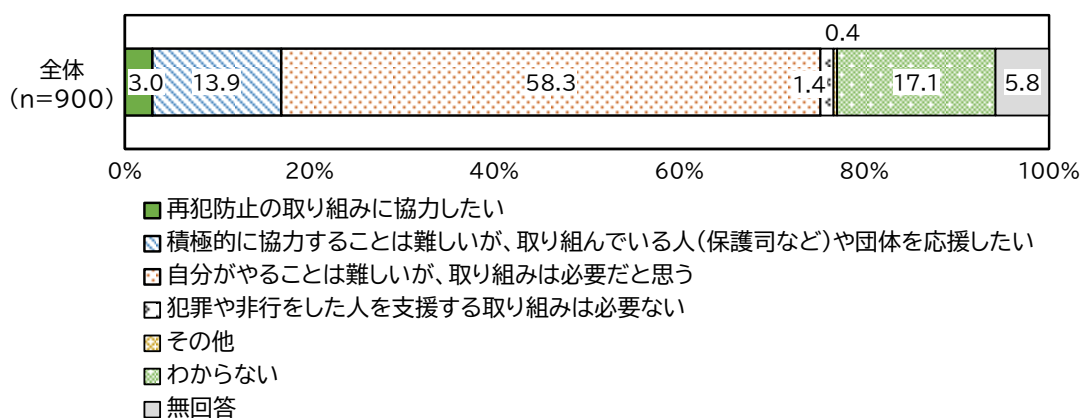
Q:再犯防止を推進するにあたって、どのような取り組みが必要だと思いますか。【あてはまる番号すべてに○】



○再犯防止を推進するために必要な取り組みをみると、「犯罪特性に応じた指導及び支援など」が39.2%と最も多く、次いで「就労の支援」が34.9%、「再犯防止関係施設や体制の整備」が26.0%となっています。

### (14)再犯防止の取り組みについての考え

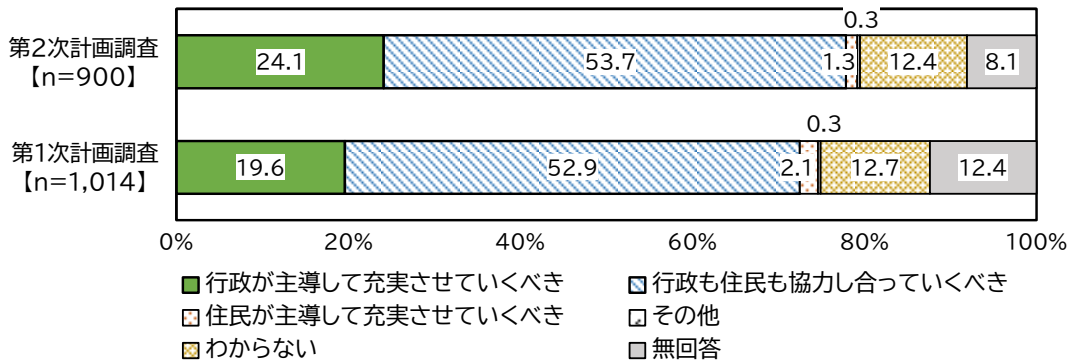
Q:再犯防止の取り組みについての考え方は、次のどれに近いですか。【○は1つ】



○再犯防止の取り組みについての考えをみると、「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が58.3%と最も多く、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人(保護司など)や団体を応援したい」が13.9%となっています。また、「わからない」は17.1%となっています。

### (15)行政と地域住民の関係について

Q:地域の福祉を充実させていく上での行政と地域住民の関係について、どうあるべきとお考えですか。【〇は1つ】



- 地域の福祉を充実させていく上での行政と地域住民の関係についての考えでは、「行政も住民も協力し合っていくべき」が最も多く半数を超えています。次いで「行政が主導して充実させていくべき」が24.1%となっています。また、「わからない」は12.4%となっています。
- 行政と地域住民の関係について第1次計画調査と比較すると、「行政が主導して充実させていくべき」が4.5ポイント増加しています。

### 3 団体アンケート調査結果抜粋

本調査は、次期「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

本計画の策定にあたり、地域福祉に関連する活動団体へのアンケート調査を行い、地域福祉に関する現状や、活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題、また今後の他団体等との連携に関する考え、さらに地域福祉全般における考えについて伺いました。

#### ■調査の対象

地域福祉に関連する活動団体 22 団体

#### ■配布の方法・調査時期

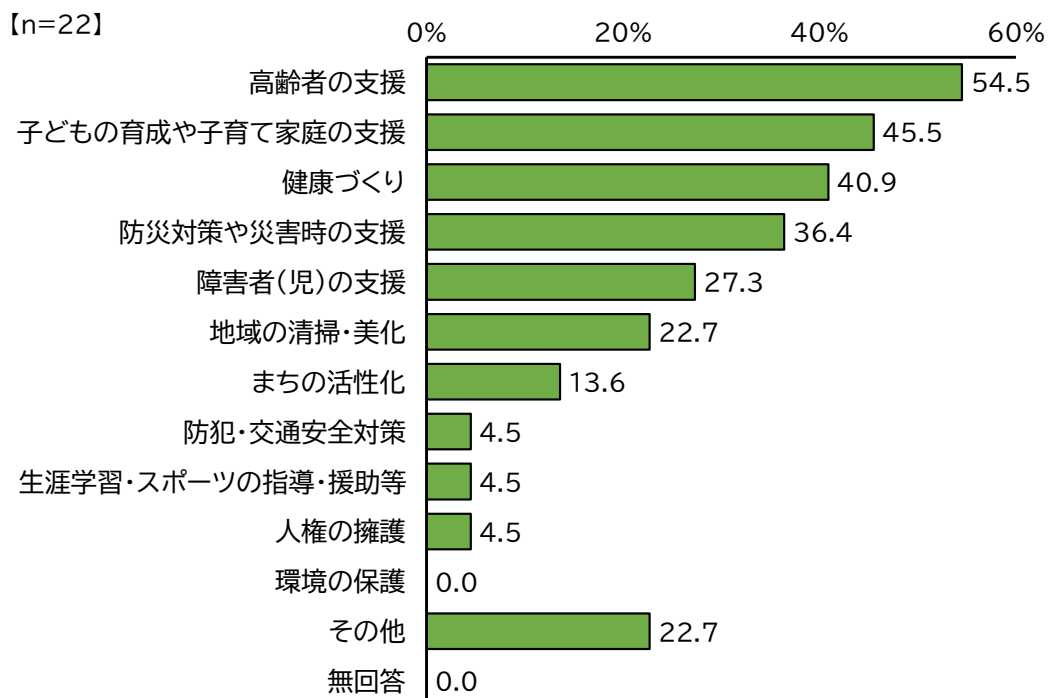
郵送による配布・回収

令和7年2月

#### ■配布・回収の結果

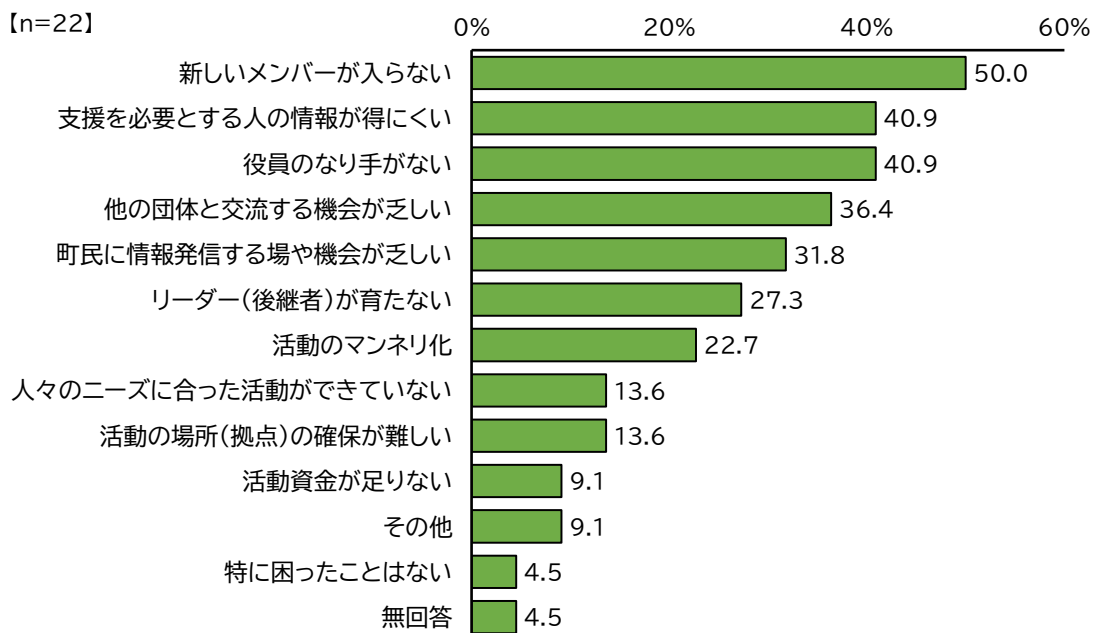
配布数	回収数	回収率
22 件	22 件	100.0%

#### ■団体の活動内容



### (1) 地域活動を行う上で困っていること

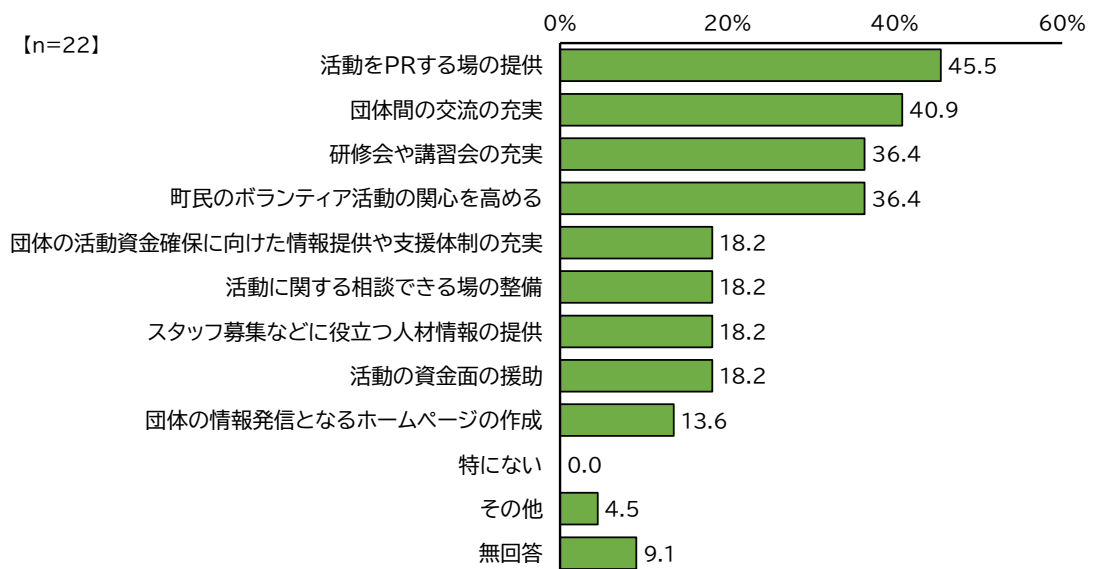
Q: 貴団体が地域活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。【〇はいくつでも】



○地域活動を行う上で困っていることは、「新しいメンバーが入らない」が50.0%と最も多く、次いで、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「役員のなり手がない」がともに40.9%、「他の団体と交流する機会が乏しい」が36.4%、「町民に情報発信する場や機会が乏しい」が31.8%となっています。

## (2)地域活動をさらに活性化させるために必要な取り組み

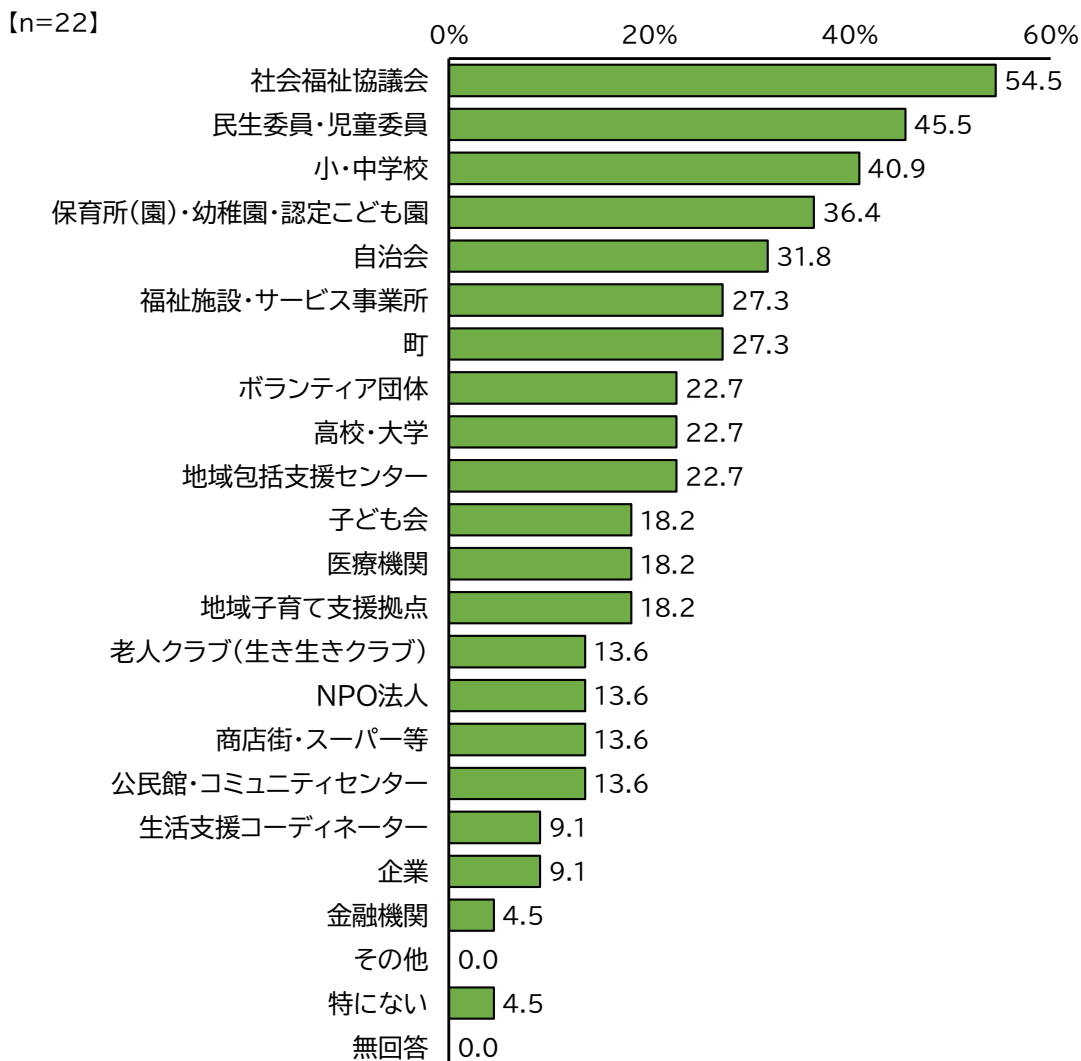
Q:今後、貴団体の活動をさらに活性化させるためには、どのような取り組みが必要と考えますか。【〇はいくつでも】



○地域活動をさらに活性化させるために必要な取り組みについては、「活動をPRする場の提供」が45.5%と最も多く、次いで、「団体間の交流の充実」が40.9%、「研修会や講習会の充実」、「町民のボランティア活動の関心を高める」がともに36.4%となっています。

### (3) 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職

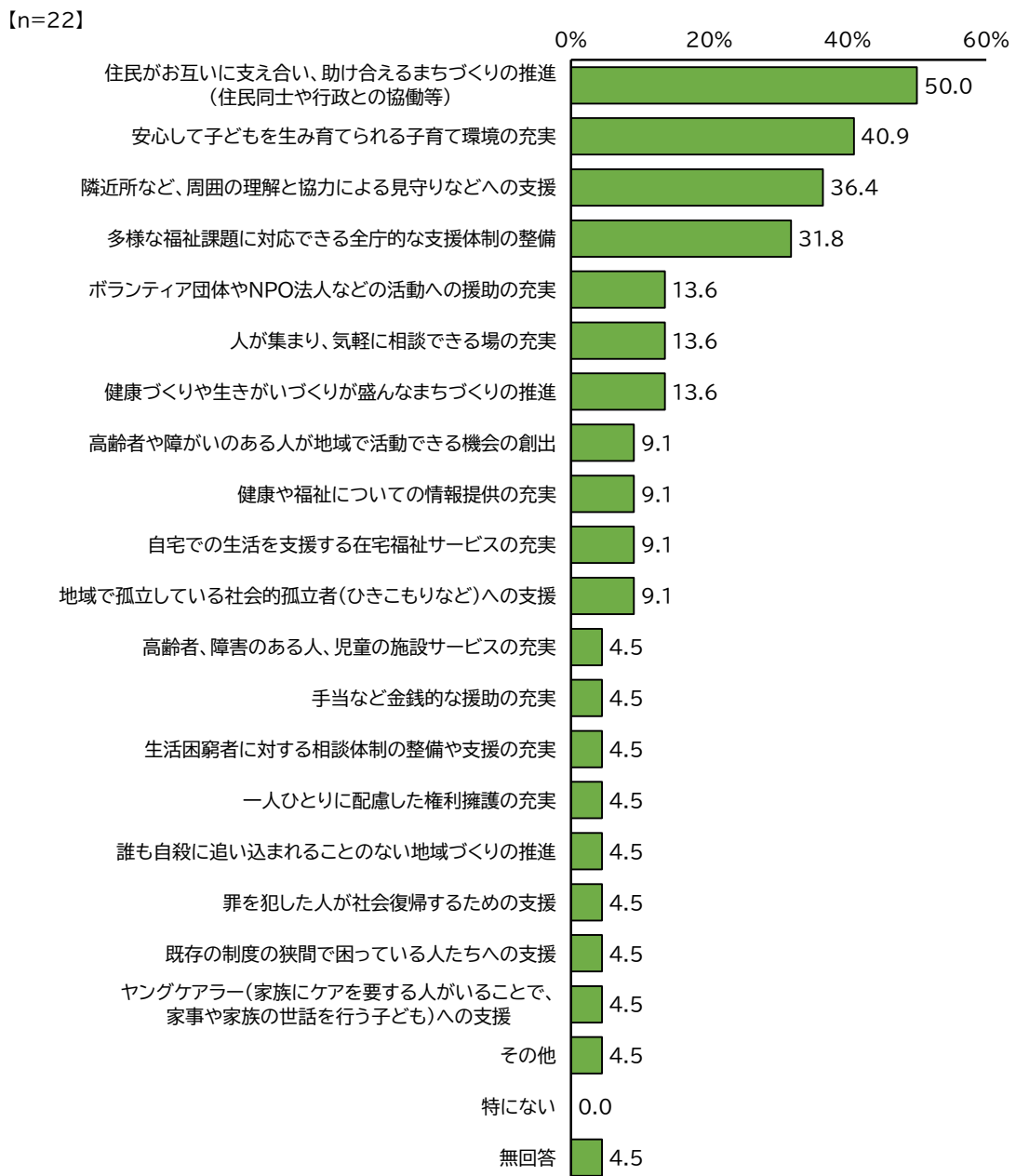
Q: 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職はありますか。【〇はいくつでも】



○今後、特に連携していきたいと思う他の団体や専門職については、「社会福祉協議会」が 54.5%と最も多く、次いで、「民生委員・児童委員」が 45.5%、「小・中学校」が 40.9%、「保育所(園)・幼稚園・認定こども園」が 36.4%、「自治会」が 31.8%となっています。

#### (4) 今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策

Q: 今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策として、何を優先して取り組むべきだと思いますか。【優先度が高いもの上位3つまで】



○今後、福祉を充実させるうえで取り組むべき施策については、「住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりの推進(住民同士や行政との協働等)」が50.0%と最も多く、次いで、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実」が40.9%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどへの支援」が36.4%、「多様な福祉課題に対応できる全庁的な支援体制の整備」が31.8%となっています。

## 4 地区懇談会の実施概要

本計画の策定にあたり、より多くの地域住民の皆さんの声をお聞きし、住民の視点を取り入れた地域の福祉課題を把握するため、地区懇談会を開催しました。

### ●地区懇談会の実施概要

実施時期	場所	参加者
令和7年7月11日(金) 19時より	横芝光町 町民会館	地区社協等の福祉関係団体にご所属の方など、 20代から70代の45名

懇談会では、特定のテーマを設定せずに、幅広い分野に対して課題や解決策の提案ができるように努めました。また、懇談会にお越しいただいた誰もが発言できるように、参加者を少人数のグループに分けて、参加者がカードに書いた意見を順番に発表する形式で行いました。

地域での困りごと・よくしたいこと	
地域コミュニティ・担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・役員・消防団・民生委員などの担い手不足、高齢化</li> <li>・ボランティア参加者の減少(特に若者)</li> <li>・地域行事(清掃、敬老会など)への参加減少</li> <li>・コロナ禍以降、集まる場所が減少／再開しづらい</li> <li>・近所同士の交流の希薄化(声をかけにくい、遠慮)</li> <li>・転入者・外国人住民との交流不足、価値観のギャップ</li> <li>・生きがいを持てる活動や世代間交流の場が不足</li> </ul>
人口・人材・若者定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の都会流出・地域への定着不足</li> <li>・働き先・雇用の場が少ない(農業担い手不足も含む)</li> <li>・都心に出た若者が帰りにくい</li> <li>・出生数が少なく子どもが少ない(少子化)</li> <li>・未婚者が多く人口減少に拍車</li> <li>・若い世代が役職や地域活動を担わない</li> </ul>
高齢化・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯・独居世帯の増加</li> <li>・買い物や通院など移動手段に困る高齢者が多い(車を運転できなくなる)</li> <li>・ゴミ出しが困難(量・重さ・距離)</li> <li>・高齢者を支える人が少ない／見守り体制不足</li> <li>・災害時の高齢者支援が未整備</li> </ul>
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の備えや地域での協力体制が不十分</li> <li>・詐欺電話や犯罪への不安</li> <li>・独居世帯が多く災害弱者への対応が課題</li> </ul>

地域での困りごと・よくしたいこと	
商業・生活の利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物できる店が少ない(特に山側エリア)</li> <li>・スーパー・複合商業施設へのニーズ</li> <li>・飲食店・娯楽施設・アミューズメントの減少</li> <li>・医療機関不足、休日に公共施設が対応せず不便</li> <li>・駅前に人気スポットや交流の場がない</li> </ul>
交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の便が悪い／維持困難(利用者減)</li> <li>・バス・乗合タクシー不足、利便性が低い</li> <li>・車がないと生活できない状況</li> <li>・買い物・通院・地域活動の「足」の確保が難しい</li> <li>・成田空港や都市部へのアクセス改善の要望</li> </ul>
自然・環境課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラスや害獣(ハクビシン・アライグマ等)の被害</li> <li>・電線にハトが集まりフン害</li> <li>・畑や農地の荒廃(担い手不足)</li> <li>・自然資源(家庭菜園など)の活用希望</li> </ul>
住環境・空き家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家・荒地の増加(後継者不在・人口減)</li> <li>・治安や景観の悪化、不法投棄の発生</li> <li>・道路が狭く草木がはみ出し運転しづらい／道路の傷み</li> <li>・草刈りなど作業の担い手不足</li> <li>・ゴミのポイ捨て、収集体制への不満</li> </ul>
子ども・教育	<p>子どもの数が減少し、遊び声や交流の機会が減っている 遊び場が少ない(暑さ・施設閉鎖・老朽化) 学校が遠い、教育の自由度に不安の声 子どもを育てやすい環境整備が必要</p>



## 5 第1次計画の施策の進捗状況

第1次計画では、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるよう、成果指標と目標を設定しました。成果指標については、目標値は達成に至っていないものの、概ね前回調査を上回った結果となっています。

### (1)基本目標1 人のつながりがあるまち

基本目標1では、地域でより安心して暮らしていけるようにしていく観点で、人のつながりの醸成を目指してきました。

アンケート調査の結果をみると、隣近所の支援が必要な方・気にかかる方との関わりについて、「声をかけたり立ち話をしたりする」または「相談にのったり手助けをしたりしている」と回答した人の割合は、令和元年度に実施した同調査と比較して 0.2ポイント微増しました。一方で、地域活動やボランティアに参加した経験がある人の割合は0.9ポイント減少しました。

また、高齢者、障害者、子育て中の方等が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくり、たすけあいの輪を広げるためにふれあいサロン設置を推進しています。令和6年度実績で15箇所となっており、目標値を下回っています。

今後も引き続き、地域福祉の軸となる住民同士の交流や地域活動への参加に向けた啓発等の取り組みを推進し、地域での住民同士の交流を促進していくことが重要であるといえます。

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値			目標達成状況
			第1次計画策定時値(R1年度)	実績値(R6年度)	目標値	
1	地域での活動への参加状況	アンケート調査結果において、地域での活動(各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など)に「よく参加している」または「どちらかといえば参加している」割合	32.7%	31.8%	42.7%	▼
2	隣近所の支援が必要な方・気にかかる方との関わり	アンケート調査結果において、隣近所に支援が必要な方・気にかかる方がいる回答者のうち、それらの方に声をかける割合 ※「声をかけたり立ち話をしたりする」または「相談にのったり手助けをしたりしている」と回答した割合	49.9%	50.1%	59.9%	○
3	ふれあいサロンの箇所数	地域に住む高齢者や子育て中の方など、誰もが気軽に集える「ふれあいサロン」の箇所数	17箇所	15箇所	20箇所	▼

達成状況

◎:目標値を達成した

○:第1次計画より向上した(目標値に近づいている)

▼:第1次計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)

## (2)基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

基本目標2では、自助努力による問題解決が難しく、支援が必要となった場合でも、地域で安心して暮らし続けられるようにするため、専門的支援も含めた支え合いの仕組みの整備に加え、必要とする方に支援が届く体制の整備を目指してきました。

アンケート調査の結果をみると、横芝光町社会福祉協議会の認知度について、「名前も活動内容も知っている」と回答した割合と回答した人の割合は、令和元年度に実施した同調査と比較して2.0ポイント増加しました。

また、成年後見制度について、「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」または「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」と回答した割合の割合は2.3ポイント増加しました。

今後も引き続き、社会福祉協議会の周知と成年後見制度の利用促進に取り組んでいくほか、各種訪問事業や見守り活動、相談窓口の設置や周知啓発を通じ、虐待防止等にも取り組んでいくことが重要であるといえます。

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値			目標達成状況
			第1次計画策定時値(R1年度)	実績値(R6年度)	目標値	
1	横芝光町社会福祉協議会の認知度	アンケート調査において、横芝光町社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っている」と回答した割合	21.1%	23.1%	31.1%	○
2	成年後見制度の認知度	アンケート調査において、成年後見制度について内容を知っている割合 ※「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」または「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」と回答した割合	28.5%	30.8%	38.5%	○
達成状況 ◎:目標値を達成した ○:第1次計画より向上した(目標値に近づいている) ▼:第1次計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)						

### (3)基本目標3 支え合いの輪が広がるまち

基本目標3では、支え合いの活動が、持続可能かつ町の状況に合った形で今後も発展していくよう、活動に対する適切な支援を行うとともに、住民が支え合いに広く参画していけるまちづくりを目指してきました。

アンケート調査の結果をみると、地域での支え合い、助け合いを「よくやっていると思う」または「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合は、令和元年度に実施した同調査と比較して2.3ポイント増加しました。

また、横芝光町社会福祉協議会において登録されているボランティアの人数は、令和6年度実績で290人となっており、目標値を下回っています。

住民たすけあいサービスの協力会員数は、令和6年度実績で12人となっており、目標値を下回っています。

今後も引き続き、ボランティア活動を支援し、その役割や活動内容について啓発していくとともに、小地域ネットワーク活動を推進していくための各関係機関の連携を強化していく必要があるものと考えられます。

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値			目標達成状況
			第1次計画策定時値(R1年度)	実績値(R6年度)	目標値	
1	地域での支え合い、助け合いへの評価	アンケート調査において、本町の地域での支え合い、助け合いを「よくやっていると思う」または「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合	42.2%	44.5%	52.2%	○
2	ボランティア登録者数	横芝光町社会福祉協議会において登録されているボランティアの人数	409人	290人	450人	▼
3	住民たすけあいサービスの協力会員数	買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対してサービスを提供する「協力会員」の人数	14人	12人	20人	▼

達成状況  
◎:目標値を達成した  
○:第1次計画より向上した(目標値に近づいている)  
▼:第1次計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)

## 6 横芝光町の現況からみえる課題

町の現況やアンケート調査の結果等から、本町の地域福祉に関して以下のとおりの課題がありました。

### (1) 支え合いの輪が広がるまち

アンケート調査によると、地域での支え合い、助け合いについて第1次計画調査と比較すると、「よくやっていると思う」、「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合は、ともに増加しています。

一方で地域活動への参加状況を第1次計画調査と比較すると、『参加したい』（「ぜひ参加したい」と「まあ参加したい」の合計）割合は2.6ポイント減少しています。

また、地域で活動を行う組織・団体に加入している方について、地域での活動を推進する上で気になることとしては、「活動の担い手が不足している」、「活動の担い手が固定的である」、団体ヒアリング調査において、地域活動を行う上で困っていることは、「新しいメンバーが入らない」、「役員のなり手がなく」、地区座談会においても自治会・役員・消防団・民生委員などの担い手不足、高齢化などの意見が多くあがっています。

地域のつながりが深いものの、地域で高齢化が進み、支えられる側と支える側の高齢化が進むことや、地域の支え合い活動に取り組む気持ちはあっても取り組みにくいこと、若い世代は関わりたいと思っても仕事や子育てが忙しい、一緒にやる人がいないという状況も見受けられます。

このため、地域の福祉活動を支える幅広い世代から担い手の確保・育成や民生委員・児童委員等が活動しやすい支援やきっかけづくりなど、各種福祉活動をより効果的に展開していくための連携強化を講じる必要があります。

### (2) 支え合いの仕組みがあるまち

アンケート調査によると、町の福祉関連の情報の入手方法について、「町の広報紙」が72.7%と突出して多く、次いで「インターネット(町公式のホームページ)」が16.2%、「知人・友人」が11.6%となっています。また、第1次計画調査と比較すると、「町の広報紙」が8.3ポイント、インターネット(町公式のホームページ)が7.0ポイント、「町役場の窓口(電話含む)」が4.8ポイント増加しています。

このため、住民に福祉サービスについての情報をきめ細かく丁寧に提供すること、情報を得やすく、わかりやすくしていく必要があります。

今後、より高齢化が進むことで、地域での暮らしに不安が増大する傾向にあります。また、個人や世帯を取り巻く社会環境の変化により、80代の親と50代のひきこもりの子が同居する8050問題、介護と育児を同時に行っているダブルケア、子どもが家族の世話をするヤングケアラーなど、世帯全体への支援が求められています。このような課題を早期に把握し、支援していくための関係機関による相談支援ネットワークや福祉サービスの提供体制など包括的な支援体制の充実が必要です。

また、社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や行政との連携を行い、関係機関との調整や協力関係を作る役割等を担っています。

今後、社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、関係機関との連携強化が求められます。

### (3)いつまでも安全で安心して暮らせるまち

本町においては、高齢化率が上昇傾向にあり、65歳以上の高齢者単身世帯数も年々増加しています。アンケート調査によると、地域で気になることについては、「交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題」、「世代を超えたふれあい・交流が少ない」、「災害など非常時の協力体制が不安(災害意識の希薄さ含む)」などが上位にあがっています。

地区懇談会においても、買い物や通院など移動手段や災害時の対応などに関する意見が多く上がっていました。

このため、今後は、地域の人々が平時でも災害時でも、また、高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域のさまざまな社会資源を活用し、連携を強化して、生活環境の改善を図っていく必要があります。

また、住民が抱える課題などが複雑化・複合化(8050世帯、介護と育児のダブルケア等)し、地域や社会から孤立し、自ら支援を求めることができない人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、様々な地域課題が浮き彫りとなり、多くの方が生活に不安を抱えることとなりました。

このような中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度の利用促進や生活困窮・子どもの貧困対策、再犯防止など幅広い権利擁護事業を推進し、地域及び一人ひとりのつながりづくりを強化することで誰ひとり取り残さない地域をつくる必要があります。

# 第3章

## 計画の基本理念と基本目標



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

第1次計画では、「支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、計画を推進してきました。

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が横断的・重層的に関わっていくことが求められます。

また、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

住民がともに、支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「ともにつくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とし、社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

#### 【基本理念】

ともにつくる 支え合い助け合う  
誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

## 2 基本目標

本町の現状及び課題を踏まえ、本計画における基本目標として以下の3つを設定します。

### 基本目標1 支え合いの輪が広がるまち

住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

### 基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ体制の構築を目指します。また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

### 基本目標3 いつまでも安全で安心して暮らせるまち

一人ひとりの人権が尊重され、判断能力が十分でない人も地域で自立して本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護に関する制度の利用促進を進めます。また、地域の見守りや防災・防犯体制を強化し、安全で安心して暮らせる地域環境づくりを目指します。

### 3 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。

基本理念	基本目標	基本施策
ともにつくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり	基本目標1 支え合いの輪が 広がるまち	1 地域共助の意識の醸成
		2 地域福祉活動への支援と連携強化
		3 社会参加・交流の促進
	基本目標2 支え合いの仕組みが あるまち	1 支援を要する方に支援が届く体制の整備
		2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
	基本目標3 いつまでも安全で 安心して暮らせる まち	1 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進基本計画】
		2 再犯防止の取組【再犯防止推進計画】
		3 安全で安心して暮らせる地域づくり



# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 支え合いの輪が広がるまち

地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

家庭や学校、社会福祉協議会、地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、地域における共助の意識を醸成します。

また、若年層や子育て世代などを含めた幅広い層に自治会や地域のボランティア・NPO活動等の地域福祉活動への参加を働きかけるとともに、活動の様子や情報等について、より一層情報発信を行い、活動への支援と参加促進を推進します。

#### 《基本施策》

- 1 地域共助の意識の醸成
- 2 地域福祉活動への支援と連携強化
- 3 社会参加・交流の促進

#### ■指標

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値		
			第1次計画 (令和元年度)	第2次計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	地域での支え合い、助け合いへの評価	アンケート調査において、本町の地域での支え合い、助け合いを「よくやっていると思う」または「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合	42.2%	44.5%	50.0%
2	ボランティア登録者数	横芝光町社会福祉協議会において登録されているボランティアの人数	409人	290人	330人

## 基本施策1 地域共助の意識の醸成

社会福祉協議会と連携し、学校教育や生涯学習等を通じ、住民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高め、地域における共助の意識を醸成します。

また、住民同士が地域の課題について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努めます。

### 【町の取り組み】



施策名	施策の内容
地域共生意識の啓発	誰もが地域の一員として、互いを認め合い・支え合う意識を持ち、年齢や障害、立場を超えて関わり合い、「地域共生社会の実現」に向けた意識啓発に努めます。 ≪主な取り組み≫ ・町広報紙、ホームページ、SNS等を通じた普及啓発 ・小中学校での福祉教育
認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	認知症の人をはじめ、社会から孤立しがちで支援を要する人を早期に発見して、適切な対応につなげることを目的として、見守りネットワークを地域住民・公共機関・民間事業者等の協力によって構築しています。今後もこれらの取組を推進して、町民の認知症に対する理解促進と見守り体制の充実に努めます。 ≪主な取り組み≫ ・認知症サポーター養成講座 ・認知症カフェ ・高齢者見守りネットワーク
障害に関する福祉教育の充実	障害のある人となない人が互いに理解しあい、共に支えあって生きる共生社会を実現するため「心のバリアフリー化」を進めます。また、広報、啓発活動を通じて、障害に対する理解の促進や差別の解消を進めます。 ≪主な取り組み≫ ・出前講座 ・小中学校での疑似体験学習・理解教育 ・「ヘルプマーク・ヘルプカード」などの標識の周知 ・「障害者週間」「障害者雇用促進月間」に併せての広報活動 ・障害者差別解消支援地域協議会の活用
地域健康づくり活動の推進	健康リーダーや地域ボランティアを育成し、住民主体の活動を推進するとともに、保健・医療等の関係機関と連携し、健康支援を展開します。 ≪主な取り組み≫ ・保健推進員の育成と活動支援 ・食生活改善普及員の育成と活動支援 ・母子保健事業における地域の人材の活用
介護予防の推進	高齢者一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できるよう、介護予防・健康づくりの取組とともに、社会参加や地域活動を通したいきがいづくりのための取組を一体的に推進していきます。 ≪主な取り組み≫ ・通いの場(ふれあいサロン、きらり若返り運動など)の推進 ・フレイル予防の推進

施策名	施策の内容
ゲートキーパーの養成	自殺予防やメンタルヘルス対策の一環として、地域・職場・学校などで活動するゲートキーパーを養成します。 ≪主な取り組み≫ ・ゲートキーパー養成講座の実施(役場職員、各種団体、町民等)

## 【社会福祉協議会の事業】



事業名	事業の内容
ボランティア活動周知	地区社協やボランティア団体の活動情報を発信し、地域福祉活動への住民の参加を促進します。
ボランティア養成講座	福祉活動の担い手を養成・発掘するため、講座等を開催します。
福祉体験学習の推進	「福祉のまちづくり」についての作文・ポスター募集や、各小中学校で行われる福祉体験学習(高齢者疑似体験等)を通じて、福祉やボランティアに対する啓発活動を行います。

## 基本施策2 地域福祉活動への支援と連携強化

近隣住民に対しサポートを行いたいと考えている人への支援として、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、住民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識の向上を図り、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成に努めます。



### 【町の取り組み】

施策名	施策の内容
地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保	<p>行政区や地域包括支援センター等の行政機関とのネットワークを強化し、町内全域の地域活動の活性化に努めます。また、町における多様な課題に対応するため、多職種との意見交換により、複雑化する地域課題への対応を進めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援会議、障害福祉関係会議との連携強化</li> <li>・園長会議の開催による関係機関の連携</li> <li>・障害者団体等の活動支援と連携強化</li> </ul>
民生委員・児童委員の活動支援	<p>社会福祉協議会、庁内の関係各課等の連携を強化し、民生委員・児童委員による相談・見守り活動を支援します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会・講習会の開催</li> <li>・活動負担の軽減を図る体制整備</li> </ul>

### 【社会福祉協議会の事業】



事業名	事業の内容
住民たすけあいサービス(ちょこっとおたすけ隊)	<p>地域住民の参加と協力を得て、援護を必要とする方に対し、低額な料金で家事援助・買い物代行等生活支援サービスを通し、住民相互の助け合いの推進に努めます。</p>
ボランティア連絡協議会	<p>ボランティア団体等で構成されるボランティア連絡協議会において、情報収集及び情報提供等の活動支援、ボランティア派遣事業のコーディネート等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。</p>

### 基本施策3 社会参加・交流の促進

身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努めます。

また、気軽に訪れることのできる拠点を設け、様々な立場の方にとっての居場所を整備することで、孤立の防止や地域での困りごとの把握を図ります。

#### 【町の取り組み】



#### ①活動を通じたつながりの機会の確保

施策名	施策の内容
運動に関する啓発活動と実践	ウォーキングなどの気軽に楽しめる運動やスポーツをすることは、生きがいづくりや仲間づくり、ひいては健康増進や介護予防にもつながります。 今後も、高齢者が気軽にできる運動、行事などを通じ、健康づくりを推進します。 《主な取り組み》 ・広報紙や健康講座を通じた運動の重要性の啓発 ・ウォーキング教室等の運動教室などの開催 ・さきり若返り運動等の運動サークルの支援
活動機会・生きがいの確保の推進	年齢や障害の有無に関わらず、様々な文化、芸術活動や学習活動、スポーツ、レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを推進します。 《主な取り組み》 ・介護予防教室や運動教室の開催 ・ふれあいサロン、生き生きクラブ等の活動支援 ・生涯学習活動等の活躍の場づくり ・シルバー人材センターの機能強化
障害のある人の生涯学習の場や交流の場づくり	障害のある人が安心して学び、社会とつながることができるよう、生涯学習や文化活動の機会を拡充します。 また、障害のある人と地域住民がスポーツを通じてつながる機会を増やし、互いに理解を深めながら誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを促進します。 《主な取り組み》 ・生涯学習講座や文化活動の開催 ・障害者スポーツ教室の開催 ・町スポーツイベントへの参加
地域への参加支援【重層的支援体制整備事業】	社会とのつながりを作るための支援を行います。本人のニーズを踏まえた支援メニュー作りや受け入れ先とのマッチングを行います。また、本人の状態や活動の状況を見守り、本人が活動を続けられるよう支援を行います。

## ②世代を超えたつながりの機会の確保

施策名	施策の内容
世代間交流の推進	<p>世代間交流を推進するため、地域の行事や生涯学習講座などを活用し、身近な場所とともに活動できる機会を提供します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や保育所、福祉施設との世代間交流活動の推進</li> <li>・イベント等での多世代交流の促進</li> </ul>
子どもたちの活動の場の確保	<p>子どもたちがさまざまな体験をできるように、各種団体と連携し、子どもが活動する場を拡充します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室、こども会事業等の開催</li> <li>・公園等の遊びの場の整備</li> <li>・乳幼児ふれあい体験の推進</li> <li>・ボランティア・学生の参加促進</li> </ul>
地域の協力による職業体験機会の充実	<p>在学中から職業意識を啓発するため、地域の各事業所に協力を依頼し、小中学生の職業体験の機会を充実します。また、働くことや専門的知識・技能習得の意義について理解を深めるため、キャリア教育を推進します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験、職業講話の実施</li> <li>・インターンシップの実施</li> <li>・こどもジョブパークの活用</li> </ul>

## ③居場所・拠点づくりの推進

施策名	施策の内容
地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を通じて、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支えます。平日に専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行います。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターの機能強化</li> </ul>
子育て教室(さくらんぼクラブ)	<p>子育て支援センターで、子育てに関する講座などを開催し、保護者の育児不安を解消する場、子育て仲間をつくる場とします。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子ふれあい教室等の開催</li> </ul>
子育て家庭への支援	<p>こども家庭センターを令和8年度中に設置し、虐待防止に向けた関係機関との連携強化、子育て相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、家庭教育指導員などによる相談体制の充実を図るほか、読み聞かせを通じた親子の触れ合い機会の大切さを周知していきます。</p>
図書館機能の充実	<p>学校や保育所との連携を強化し、子育て中の保護者と乳幼児に対する支援の充実や読書活動への支援の強化を図ります。また、情報発信機能の充実や利便性向上、施設の維持改修を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども向けおはなし会等の開催</li> <li>・高齢者や障害者への図書館サービスの拡充</li> </ul>

施策名	施策の内容
横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の活用	横芝光町観光まちづくり協会をはじめとして、事業者や関係団体などの連携を促します。また、町の基幹産業である農業と観光との連携を促し、本町ならではの魅力の発信に努めます。さらには、観光情報の発信拠点となる横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」を有効に活用し、にぎわいを創出します。 ≪主な取り組み≫ ・イベント開催の支援

### 【社会福祉協議会の事業】



事業名	事業の内容
地区社会福祉協議会(地区社協)の活動支援	町内7つの地区社協と7つの分会において、高齢者等が楽しめる活動や、高齢者と小学生等が世代を超えて交流できる活動など、様々な交流事業を実施するため必要な支援を行います。
生き生きクラブ(老人クラブ)の活動支援	生き生きクラブの活動(交流会、スポーツやレクリエーション、趣味活動、健康づくりなど)に対して支援を行い、交流や福祉活動等を促進します。
福寿会(町委託事業)	月に一回、ひとり暮らし高齢者を招待し、食事サービスの提供やレクリエーション等を行うことで、高齢者が家の外に出て交流することができるような機会の促進に努めます。
ふれあいサロン	住民が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくりを行えるよう、ふれあいサロンの設置を推進し、必要な支援を行います。また、ふれあいサロンの開設は高齢者、障害者、子育て中の方など幅広い対象者を想定したものであることを周知し、様々な立場の方にとっての居場所の整備を促進します。

## 基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

地域の課題に対して、対象者ごとになっている公的な福祉サービスを包括化し、生活上で生じる課題について「丸ごと」支える体制整備に取り組み、地域で福祉を支える基盤づくりを進めます。

住民の身近な相談相手として、各種相談窓口の充実を図るとともに、地域から孤立する人がいないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、相談内容によっては身近なところから専門機関に適切につないでいけるように、継続的・包括的に解決できる機能を強化します。

また、地域において生きづらさを抱える人は、ひきこもりの人や不登校の子ども、支援サービスにつながない人、犯罪をした人等、幅広く存在していることが想定されます。このようなケースでは、特に相談につながりにくく、地域でも課題が見えにくい場合が多いと言われています。社会福祉協議会等や関係機関と連携し、自ら声を出せない人・必要としている人の情報把握を行うとともに、対象者のいる場所に出向いて支援を行うアウトリーチ活動を推進します。

### 《基本施策》

- 1 支援を要する方に支援が届く体制の整備
- 2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実

### ■指標

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値		
			第1次計画 (令和元年度)	第2次計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	横芝光町社会福祉協議会の認知度	アンケート調査において、横芝光町社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っている」と回答した割合	21.1%	23.1%	30.0%
2	高齢者見守りネットワーク事業協定締結事業者数	高齢者見守りネットワーク事業協定締結事業者数(累計)	—	25 事業所	34 事業所

## 基本施策1 支援を要する方に支援が届く体制の整備

支援を要する方の困りごとの内容に応じて適切な支援につながるよう、支援に関する情報の提供や相談支援の体制を強化していくとともに、支援機関間の連携を通して適切な支援のあり方を検討し、支援を要する方が支援へのアクセスを確保できる体制の整備を進めます。

### 【町の取り組み】



#### ①適切な支援につなげる相談支援体制の整備

施策名	施策の内容
包括的な相談支援体制の充実【重層的支援体制整備事業】	<p>高齢、障害、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、社会・家族形態が変容する中で、複雑化・深刻化している生活課題・福祉ニーズを把握し、重層的な支援体制の確立に努めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口の体制整備</li> <li>・乳幼児健康診査を通じた要支援ケースの把握とその後の支援</li> <li>・子育てに関する包括的な相談支援の体制整備</li> <li>・児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実</li> <li>・発達相談及び早期発見・早期療育の体制整備</li> <li>・障害に関する相談支援体制の充実・強化</li> <li>・高齢者やその家族に対する相談支援体制の充実・強化</li> </ul>
自殺対策の相談体制の強化	<p>健康づくりセンター「プラム」で常に相談できる体制を整備し、希望に応じて訪問による対応を行います。また、町の各種相談窓口で自殺対策のマニュアルをつくり、全相談窓口が連携してつながる体制を整備します。さらに、各種の相談事業や「いのちの電話」などの周知に努めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談(保健師等)による支援体制の充実</li> <li>・自殺対策マニュアルの作成と相談窓口の連携体制の整備</li> </ul>
人権相談の充実	<p>人権擁護委員による定期相談に加え、行政相談員や民生委員・児童委員、法務局との連携により、人権相談に対応します。また、児童相談所等の専門機関と連携し、児童虐待やDVなどの相談に対して問題の解決を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員による定期相談</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援【重層的支援体制整備事業】	<p>複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を推進します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティナース等との連携</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーの設置に向けた社会福祉協議会との協議等</li> </ul>

## ②適切な支援を検討する協議体制の整備

施策名	施策の内容
庁内ケース連絡会 【重層的支援体制整備事業】	福祉課、健康こども課、東陽病院、地域包括支援センターが参加し、各部署における困難ケースへの対応を共有する「ケース連絡会」を充実させ、複合的な課題に対して適切に支援できる体制を強化します。 ≪主な取り組み≫ ・庁内ケース連絡会の定期開催
地域ケア会議の推進	地域ケア会議を中心として事例の検討や話し合い、情報交換を定期的に行い、町内の医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取り組みます。 ≪主な取り組み≫ ・個別地域ケア会議 ・自立支援型地域ケア会議 ・地域ケア推進会議
生活支援のコーディネート機能の強化	高齢者の多様化するニーズと地域資源をマッチングする「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な関係主体間の情報共有及び連携・協働の取組を推進する「協議体」の活用により、地域におけるコーディネート機能の充実を図ります。 ≪主な取り組み≫ ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と活動支援 ・関係機関による個別ケース検討会議の開催
障害児支援の充実	障害のある子どもの療育の広域的かつ有機的な連携を図り、対象児の幼少期から成人期までの一貫継続した支援体制の仕組みづくりを進めます。 ≪主な取り組み≫ ・自立支援協議会障害児部会の運営強化 ・地域療育ネットワークの推進 ・地域療育システムづくり検討会 ・医療的ケア児への支援 ・児童発達支援センターの設置
横芝光町自殺対策連絡協議会	自殺対策に係る関係部署との連携体制づくりを推進し、包括的な支援体制を構築します。 ≪主な取り組み≫ ・横芝光町自殺対策連絡協議会の定期開催 ・相談窓口やゲートキーパーの養成による支援体制の強化
地域の医療機関、福祉事業所等との連携	医療・介護・福祉の連携強化による地域包括ケアを推進し、関係機関が情報を共有し、住民一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。 ≪主な取り組み≫ ・医療と介護の連携会議の定期的な開催 ・在宅医療・退院支援における医療と福祉の連携推進

**【社会福祉協議会の事業】**


事業名	事業の内容
声の広報サービス	目の不自由な方や高齢者等に向け、ボランティアの協力を得て、町広報紙をCDに録音した「声の広報」の作成とホームページ上での音声サービスを行います。
生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーターを中心に高齢者等からの相談に応じるとともに、地域資源の把握や創出、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングといったコーディネート業務を行います。
心配ごと・法律相談	心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催し、住民の様々な悩みごとの相談に応じます。

## 基本施策2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実

困りごとのある方が、必要な支援・サービスを利用できるよう、具体的な支援・サービスの拡充や質の向上、支援の仕組みづくりを図り、既存の分野の枠に収まらない複合的課題への対応も含め、様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実に努めます。

### 【町の取り組み】



#### ①各福祉分野における支援の充実

施策名	施策の内容
教育、保育、子育て支援の充実	横芝光町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の体制整備や地域子育て支援事業の体制確保、地域における子育て支援施策の充実を推進します。 ≪主な取り組み≫ ・「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」の推進
障害者の自立支援の推進	「横芝光町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害のある人が地域で安心した生活を送れるよう、障害者相談を充実させるとともに、障害福祉サービス基盤や地域生活支援事業の充実を推進します。また、日常のコミュニケーションや移動の支援、災害時や緊急時の対応など、暮らしやすい環境の整備を推進します。 ≪主な取り組み≫ ・「横芝光町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の推進
高齢者福祉等の推進	「横芝光町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう、介護予防ボランティアの育成やサロン活動の充実など、地域における介護予防や生きがいづくり、介護保険サービスの充実を推進します。 ≪主な取り組み≫ ・「横芝光町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進
地域における見守り及び支援体制づくりの推進	地域で活動する団体、事業者などと連携して、多くの見守りの目を増やし、地域でのつながりを大切にしながら、地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。 ≪主な取り組み≫ ・民生委員児童委員の訪問活動 ・高齢者配食サービスの提供 ・高齢者見守りネットワーク事業 ・独居高齢者等実態把握 ・緊急通報装置の設置

## ②分野を超えた支援の充実

施策名	施策の内容
ダブルケアへの対応	<p>子育てと親の介護が同時に発生する、いわゆる「ダブルケア」に関し、各種乳幼児健診の際などに把握された困難ケースについて、関係機関につなぐことなど支援を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携強化</li> <li>・職場や地域での理解促進に向けた啓発活動</li> </ul>
生活困窮者への支援	<p>生活に困窮している人や制度のはざままで困っている人の相談を広く受け付け、各関係機関と連携しながら自立に向けた継続的な支援を推進します。また、自ら相談を求められない場合もあることから、地域や民生委員等からの情報をもとに、対象の方の状況に応じた必要な相談・支援につなげていきます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リンクサポートとの連携強化</li> <li>・山武健康福祉センター(生活保護実施機関)との連携強化</li> </ul>
児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)防止の相談体制の充実	<p>地域における見守り体制を強化するとともに、虐待やDV防止に向けた啓発、相談体制等を関係機関との連携により強化します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域配偶者暴力相談支援センター(山武健康福祉センター)、千葉県女性サポートセンター等との連携強化</li> <li>・障害者虐待防止センターの相談窓口の周知</li> </ul>
要保護児童対策地域協議会事業	<p>児童虐待に関する相談や乳児訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、要保護児童対策地域協議会を中心として組織的な支援体制の整備を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会(要対協)の機能強化</li> <li>・個別ケース会議の実施と支援方針の明確化</li> </ul>
家庭訪問事業	<p>虐待の可能性など家庭での様子を把握するため、乳幼児健康診査未受診者、経過観察児を対象に、保健師が家庭を訪問し、相談・指導を行います。こども家庭センター等において、切れ目ない子育て支援を行い、児童虐待の予防に努めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診未受診者への家庭訪問</li> <li>・児童相談所等の関係機関との連携強化</li> </ul>
孤独・孤立対策の推進	<p>孤独・孤立の問題に関する相談窓口の周知や、問題についての理解の醸成を図ることで、問題を抱えた人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、孤独・孤立の問題を抱えている人がつながりを実感できる地域づくりを進めるとともに、潜在的な課題を抱える人の発見や適切な対応策を検討します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独・孤立対策地域協議会の設置検討</li> <li>・ひきこもりへの支援</li> <li>・誰一人取り残されない個別最適な学びと協働的な学び</li> <li>・児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実</li> </ul>
ヤングケアラーへの支援	<p>家事・介護などを日常的に行う概ね18歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの実態把握、家族介護支援の推進</li> </ul>

【社会福祉協議会の事業】 

事業名	事業の内容
車椅子の貸出	一時的に車椅子が必要となった方に、車椅子の貸し出しを行います。
福祉資金貸付事業	一時的に生活困窮に陥った世帯等への貸付により、自立の促進を行います。
地域活動支援センター「たんぼぼ」の管理運営(町指定管理事業)	心身に障害があり、雇用されることが困難な方に対し、作業訓練や生活指導を行い、活躍できる場の創出や社会参加の促進を図ります。

## 基本目標3 いつまでも安全で安心して暮らせるまち

高齢者や障害者、子育て世帯をはじめとする支援を必要とする人が、地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や、地域、関係機関等との連携を深め、一体的な支援を推進します。

地域の防災活動の活性化を促進し、災害時の要支援者に対する支援体制の構築に取り組みます。また、住民を犯罪から守る活動を推進するとともに、地域住民の安全確保のため、犯罪の防止や交通事故防止等について、関係機関・団体等との連携や地域の見守り体制の強化を図り、防災・防犯の啓発に努めます。

### 《基本施策》

- 1 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進基本計画】
- 2 再犯防止の取組【再犯防止推進計画】
- 3 安全で安心して暮らせる地域づくり

### ■指標

No.	項目	具体的な指標の内容	実績値・目標値		
			第1次計画 (令和元年度)	第2次計画 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	成年後見制度の認知度	アンケート調査において、成年後見制度について内容を知っている割合 ※「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」または「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」と回答した割合	28.5%	30.8%	36.0%
2	認知症サポーター数	開始からの延べ件数	—	2,440人 (累計)	3,000人 (累計)
3	自主防災組織の設置数	自主防災組織の設置数	—	10組織	15組織

## 基本施策1 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度などの権利擁護事業の普及・啓発活動を行うとともに、判断能力が十分でない人への支援を充実します。また、一人ひとりの人権が守られるよう地域包括支援センターを含む関係機関等と連携し人権侵害の防止に努めます。

また、生活に困りごとを抱えている人に対し、個々の状況に応じた支援が行き届くよう、関係機関等と連携しながら問題の解決に努めます。

### 【町の取り組み】



施策名	施策の内容
成年後見制度の利用支援	認知症や障害等のために判断能力が十分でない身寄りのない障害のある人の権利を保護、支援するため、成年後見制度の利用を促進します。 ≪主な取り組み≫ ・成年後見制度の周知・啓発 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
認知症施策の推進	すべての町民が認知症を自分ごととしてとらえ、「新しい認知症観」に立ち、認知症の本人とともに、認知症になってからも自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。 ≪主な取り組み≫ ・認知症初期集中支援チームの活用による早期支援 ・認知症カフェ等交流の場の支援 ・認知症サポーター養成講座の開催

### 【社会福祉協議会の事業】



事業名	事業の内容
日常生活自立支援事業(すまいる)	千葉県後見支援センター(すまいる)が行う、日常生活自立支援事業(高齢者や障害者等を対象とした福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全サービス)の相談受付、援助を行います。

## 基本施策2 再犯防止の取組【再犯防止推進計画】

地域において罪を犯した人等の指導や見守りにあたる「保護司」、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、「社会を明るくする運動」などの再犯防止の取組について、広報紙等を通じて広く住民に周知します。

### 【町の取組み】



施策名	施策の内容
再犯防止に関する周知啓発	<p>社会を明るくする運動などによる啓発や防犯パトロールの実施により、犯罪や非行を起こしにくい安全・安心な地域づくりを推進します。また、町民になじみの薄い再犯防止や、犯罪や非行歴のある人の社会復帰支援の重要性について、理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を明るくする運動など広報や啓発活動の実施</li> </ul>
更生保護活動への支援	<p>犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止を図るため、更生保護活動を行う関係団体との連携を強化し、地域における支援体制の充実を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司会、更生保護女性会への活動支援・連携強化</li> <li>・更生保護サポートセンターとの連携強化</li> <li>・国や県、民間協力者、関係団体等との連携</li> <li>・保健医療・福祉サービスの利用支援</li> </ul>
犯罪被害者支援施策との協調	<p>再犯防止に関する施策の展開を行うに当たり、千葉県犯罪被害者等支援推進計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者支援センターや警察等との連携体制の構築</li> </ul>

### 基本施策3 安全で安心して暮らせる地域づくり

行政と地域、関係機関・団体協働による防災体制を充実させるとともに、住民の防災に対する意識の向上を図り、災害に強い地域づくりを進めていきます。

防犯や消費者トラブルに関する情報提供・啓発を行い、防犯意識の向上を図るとともに、地域住民や関係機関・団体が実施する防犯活動や青少年の非行防止活動を支援し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

#### 【町の取り組み】



施策名	施策の内容
地域防災体制の強化	<p>地域で安心して暮らせるよう、災害などの緊急時に備えた避難誘導體制の整備など、横芝光町地域防災計画に基づき、地域ぐるみで安心、安全のネットワークづくりを推進します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・災害時避難行動要支援者名簿の整備と活用</li> <li>・防災資機材の整備</li> </ul>
災害時の避難場所の整備	<p>福祉関連施設と協定を結び、災害時の二次避難場所としての福祉避難所の指定に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の活用を図り、被災時の支援体制を整備します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者・高齢者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者用スペースの優先的確保</li> <li>・福祉避難所との連携強化</li> </ul>
交通安全対策の強化	<p>交通安全指導員の確保に努めながら、山武警察署などの関係機関・団体と連携し、住民の交通安全意識のより一層の啓発に取り組みます。また、高齢化を踏まえ、運転免許証の返納促進など、時代に即した交通安全対策の強化を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全意識の啓発</li> <li>・交通安全指導員の確保</li> <li>・高齢者の交通安全対策の強化</li> </ul>
防犯対策の強化	<p>犯罪の起きにくいまちづくりに向け、山武警察署などの関係機関・団体との連携を強めつつ、インターネット犯罪や特殊詐欺、いわゆる闇バイトなど最新の犯罪の傾向も考慮した住民への防犯意識啓発に取り組みます。また、防犯指導員によるパトロールなどの充実を図るほか、防犯灯のLED化、設置・修繕を引き続き進めるとともに、防犯カメラ設置事業費補助金を活用した防犯カメラの設置について普及促進を図り、安心で安全なまちづくりに努めます。</p> <p>買い物などを巡る消費生活相談については、千葉県や専門家と連携を強め、啓発活動に引き続き取り組むほか、住民が相談しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯指導員によるパトロールや防犯啓発活動実施</li> <li>・防犯灯のLED化、設置・修繕</li> <li>・登下校時の見守り活動の推進</li> <li>・防犯教育の実施</li> <li>・防犯カメラ設置の推進</li> </ul>

施策名	施策の内容
誰もが使いやすい施設等の整備	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設や道路環境などの再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進するとともに、高齢者や障害者の住宅改良のための相談・情報提供を充実します。 ≪主な取り組み≫ ・公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の促進 ・案内表示やサインの多言語化、視覚的配慮(ピクトグラムなど)の推進
移動に対する支援	「地域公共交通計画」に基づき、関係機関との連携のもと、高齢者や障害のある人、日常生活で移動に困難を抱える人などが、日常生活や社会参加に支障をきたすことのないよう、ニーズを的確に捉えながら公共交通の利便性の向上を図ります。 ≪主な取り組み≫ ・外出支援サービス ・福祉カーの貸出 ・福祉タクシー助成 ・乗合タクシー、町内バスの運賃割引

## 【社会福祉協議会の事業】



事業名	事業の内容
災害ボランティアセンターの設置運営	災害発生時、被災者の生活復興のため災害ボランティアセンターの設置運営を行います。また、災害ボランティアセンターに協力いただける団体等の呼びかけや運営の担い手の養成を行います。
声の訪問サービス(もしもし電話)	ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者や障害者の様子をうかがうため、ボランティアの協力を得て、定期的に電話による訪問を行います。
外出支援サービス(町委託事業)	要支援・要介護認定者や身体障害者手帳をお持ちの方に対し、病院等への送迎サービスを行います。
福祉カーの貸付(町委託事業)	高齢者・心身障害者やその家族にリフト付車両の貸付を行い、外出支援と社会参加への促進を図ります。



# 第5章

計画の推進に向けて



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていくことにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

町及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で情報共有に努め、意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

#### (1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

#### (2)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

#### (3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動を展開していきます。

#### (4)行政の役割

町は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

## 2 計画の進行管理

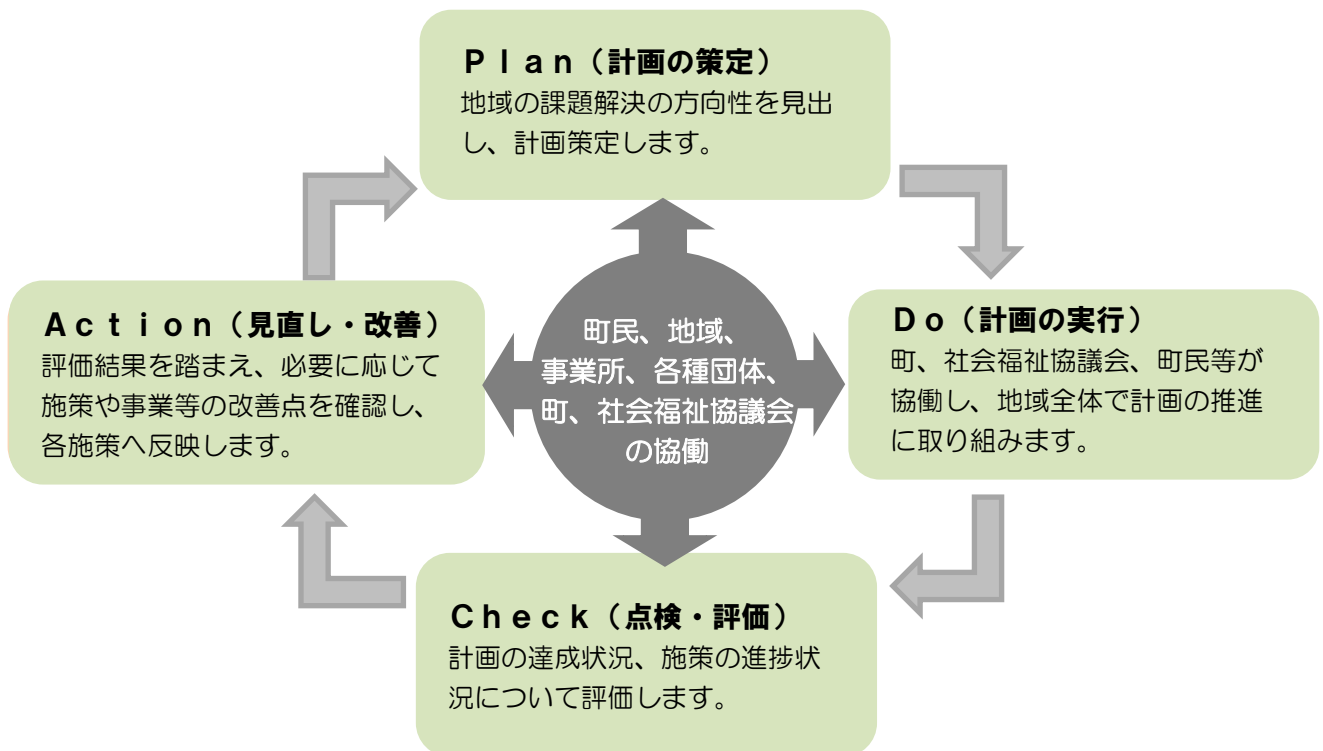
### (1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課と社会福祉協議会事務局を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

### (2) 計画の評価と見直し

本計画に定める施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



# 資料編



## 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	内容等
令和6年12月	「地域福祉に関するアンケート調査」の実施
令和7年3月	地域福祉に関連する活動団体へのヒアリング調査の実施
令和7年5月23日(金)	第1回 横芝光町地域福祉計画策定委員会 ○横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ○地域福祉に関する各種調査の結果報告について ○計画策定スケジュールについて
令和7年7月11日(金)	横芝光町地域福祉に関する地区懇談会
令和7年9月26日(金)	第2回 横芝光町地域福祉計画策定委員会 ○地区懇談会の実施結果について ○横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画(骨子案)の検討について
令和7年11月27日(木)	第3回 横芝光町地域福祉計画策定委員会 ○横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の検討について
令和7年12月19日(金)～ 令和8年1月19日(月)	パブリックコメントの実施
令和8年2月20日(金)	第4回 横芝光町地域福祉計画策定委員会 ○パブリックコメント実施結果報告 ○横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画の承認

## 2 横芝光町附属機関に関する条例

令和2年3月12日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(委嘱等)

第3条 委員は、町長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第6条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(横芝光町特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横芝光町特別職報酬等審議会条例(平成18年横芝光町条例第39号)

(2) 横芝光町土地家屋評価審議会条例(平成18年横芝光町条例第56号)

(3) 横芝光町スポーツ推進審議会条例(平成18年横芝光町条例第79号)

(4) 横芝光町成田国際空港関連問題対策委員会条例(平成18年横芝光町条例第106号)

(5) 横芝光町農業振興地域整備促進協議会条例(平成18年横芝光町条例第111号)

(6) 横芝光町予防接種健康被害調査委員会条例(平成29年横芝光町条例第1号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、別表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に従前の附属機関等にされた諮問で答申されていないものはそれぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続はそれぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

5 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にある者は、それぞれ別表に掲げる同一の名称の新附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

附 則(令和2年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横芝光町附属機関に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 附 則(令和6年条例第24号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表(第2条、第3条)

(令2条例17・令4条例17・令6条例24・一部改正)

## 1 町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町行政改革推進委員会	町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	15人以内	町政について優れた識見を有する者	2年
省略					
横芝光町民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)第6条の規定により民生委員候補者の適否を審議すること。	委員長 委員	14人	(1)町議会議員 (2)民生委員 (3)社会福祉事業の実施に関係のある者 (4)町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (5)教育に関係のある者 (6)関係行政機関の職員 (7)学識経験者	3年
横芝光町地域福祉計画策定委員会	次に掲げる事項を所掌すること。 (1)地域福祉計画の策定に関すること。 (2)その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	15人以内	(1)学識経験者 (2)福祉団体の代表者 (3)福祉に関する事業に従事する者 (4)町民の代表 (5)関係行政機関の職員	計画の策定が終了したときまで。
横芝光町障害者計画等策定委員会	次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に提言すること。 (1)障害者計画の策定に関すること。 (2)障害福祉計画の策定に関すること。 (3)障害児福祉計画の策定に関すること。 (4)その他関連施策で必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	20人以内	(1)障害者団体の代表者 (2)学識経験者 (3)医療関係者 (4)障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事する者 (5)関係行政機関の職員	障害者計画等の策定が終了したとき。
省略					

### 3 横芝光町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	役職など
1	川島 仁	横芝光町議会民生文教常任委員会・委員長
2	大木 清	横芝光町社会福祉協議会・会長
3	林 雅弘	横芝光町民生委員児童委員協議会・会長
4	吉岡 元子	横芝光町ボランティア連絡協議会・会長(令和7年5月23日～6月17日)
	椎名 美枝子	横芝光町ボランティア連絡協議会・会長(令和7年6月18日～)
5	内田 美穂	横芝光町保護司会・保護司
6	佐久間 幸子	横芝光町保健推進委員・代表
7	村越 善子	特別養護老人ホーム施設の代表 特別養護老人ホーム第二松丘園・施設長
8	長澤 三佐子	横芝光町地域包括支援センター・管理者
9	小林 幸夫	障害者(児)支援事業施設の代表 (有)あいの手介護サービス・代表取締役
10	熊切 悦子	子育て支援センター光・支援センター長
11	長谷部 圭亮	町民の代表者(公募)
12	本田 瑞江	町民の代表者(公募)
13	島田 ますみ	町民の代表者(公募)
14	平山 昭彦	横芝光町福祉課長
15	佐久間 真一	横芝光町健康こども課長

## 4 用語解説

### 【ア行】

#### ○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

#### ○NPO

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

### 【カ行】

#### ○介護予防

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

#### ○協働

町民や行政等がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること。

#### ○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人。

#### ○権利擁護

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理となって権利やニーズの充足を行うこと。

#### ○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

#### ○コミュニティ

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

## 【サ行】

### ○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

### ○重層的支援体制整備事業

社会福祉法に位置付けられ、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ人をサポートするための体制を作る事業のこと。

### ○社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

### ○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動。

### ○生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

### ○成年後見制度

認知症高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産にかかわる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度。

## 【タ行】

### ○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### ○地域包括支援センター

平成18年4月から介護保険制度の見直しにより、総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として、地域包括支援センターの設置が義務づけられている。地域包括支援センターの設置は、人口3万人程度（被保険者 6,000 人程度）に1か所が目安とされている。

○中核機関

権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

○DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

## 【ナ行】

○認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

## 【ハ行】

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的障がいを取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

○保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

○ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味がある。社会福祉においては、無償性、善意性、自主性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者のこと。

○ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部。

## 【マ行】

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

**【ヤ行】**

## ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者に使いやすいだけでなく、すべての年齢や能力の人々に対して、可能な限り使いやすい製品や環境のデザイン(形態や設計)のこと。

## ○要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が連携し情報を共有する組織。

横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 横芝光町・社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会

企画・編集 横芝光町 福祉課

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

TEL 0479-84-1257

社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会

〒289-1727

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

TEL 0479-80-3611

